

第2期  
奄美市子ども・子育て支援事業計画  
(令和2年～令和6年)



令和2年3月  
奄 美 市



# はじめに

近年、少子化や核家族化が進行し、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、国においては、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

本市におきましても、少子高齢化が進み、人口問題や子育てに関する課題に直面しており、子どもを生み育てる環境づくりや多様なライフスタイルに対応する子育て世代への支援が求められております。

また、子育ての中で、児童虐待や発達障害、ひとり親家庭への支援など、全ての子どもの健やかな成長を保障するためには、関係機関との連携による切れ目のない支援が必要となっております。



このような現状を踏まえ、本市では、子どもを生み育て、保育・教育・保健と総合的に成長を支援する計画として、令和2年度から令和6年度までの「第2期奄美市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

「子どもがいきいきと健やかに育つ、心豊かなまちづくり」を基本理念に、子どもの幸せと安心して子育てができるよう、人と人がつながりを持ち、お互いに協力しながら、地域全体で子育てを支えていく社会の構築を目指してまいります。

子どもは社会の希望であり、未来を創る力であります。思いやりのある心豊かな子どもに成長することが、地域や時代の担い手育成につながってまいります。

今後とも、市民の皆様のご理解とご協力を賜りながら、安全で安心な環境づくりとともに、子どもと子育てにやさしいまちづくりを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ニーズ調査にご協力いただきました市民の皆様、そして、専門的な観点から貴重なご意見、ご提言を賜りました「奄美市子ども・子育て会議」の委員の皆様に対し、衷心より厚く御礼申し上げます。

令和2年3月

奄美市長 **朝山 毅**



# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3

## 第2章 本市の子育てを取り巻く状況

1 少子化の動向	6
2 世帯の状況	10
3 就労の状況	12
4 母子保健に関する状況	14
5 子育て支援の状況	18
6 ニーズ調査結果の概要（抜粋）	26

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	34
2 基本目標	35
3 基本的な視点	36
4 施策体系図	37

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の総合的な提供

(1) 就学前環境の整備	40
(2) 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備	42

### 基本目標2 地域における子育て支援の充実

(1) 地域における子育て支援サービスの充実	43
(2) 家庭や地域の教育・保育力の向上	45
(3) 子育て支援の情報提供・地域との連携	46

### 基本目標3 子どもの健やかな成長に向けた支援

(1) 子どもと母親の健康の確保	47
(2) 食育の推進	49
(3) 思春期保健対策の充実	50

### 基本目標4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

(1) 子育てしやすい就労環境づくり	51
(2) 仕事と子育ての両立の推進	52

基本目標5 支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実	
（1）児童虐待防止対策の強化	53
（2）被害に遭った子どもの保護の推進	54
（3）ひとり親家庭等の支援の推進	55
（4）障がい児施策の充実	56
（5）子育て家庭の経済的負担軽減	58

基本目標6 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備	
（1）良質な居住環境の確保	59
（2）安全・安心のまちづくりの推進	60
（3）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	61
（4）子どもを取巻く有害環境対策の推進	62

## 第5章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定	64
2 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期	65
3 地域子ども・子育て支援事業の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期	77
4 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保	91
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	91
6 その他の事項	92

## 第6章 計画の推進体制

1 計画の周知	94
2 関係機等との連携・協働	94
3 計画の進行管理	94
4 成果指標	95

## 参考資料

奄美市子ども・子育て会議条例	96
奄美市子ども・子育て会議委員名簿	98

# 第1章

## 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

このような社会情勢の変化の中、国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

その中でも、待機児童の解消は喫緊の課題であり、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から令和3年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

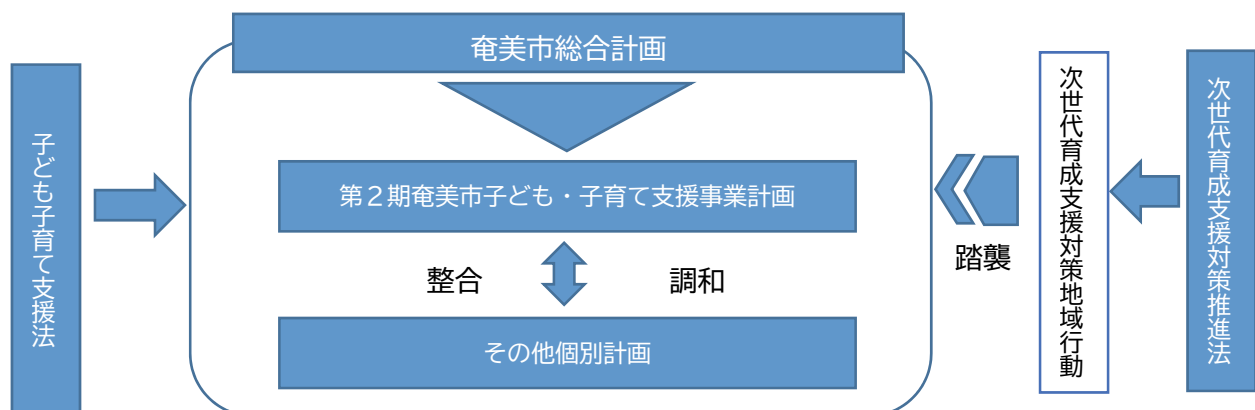
奄美市では、「奄美市次世代育成支援対策地域行動計画」を踏襲した、平成27年度からの新たな計画として、「子どもがいきいきと健やかに育つ、心豊かなまちづくり」を基本理念とした「奄美市子ども・子育て支援事業計画」を推進してきました。

この度、「奄美市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため「第2期奄美市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て・子育て環境の充実を目指していきます。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（以下、「基本指針」という。）を踏まえて策定する、子ども・子育て支援に係る総合的な計画です。

あわせて、本計画は、本市の最上位計画である「奄美市総合計画」をはじめ、子どもとまちづくりに関する上位計画や関連計画との整合・連携を図るものとします。





### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間で1期として策定するものです。その後、計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行います。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1期		第2期奄美市子ども・子育て支援事業計画					第3期	
	改定			見直し		改定		

### 4 計画の策定体制

本計画は、「子ども・子育て支援法」第77条の規定に基づく「奄美市子ども・子育て会議」にて計4回の会議を開催し策定しました。

同会議では、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用の現状分析と今後の利用希望調査（ニーズ調査）の実施結果等を基に、奄美市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について調査・審議しました。

#### (1) ニーズ調査の実施

「第2期奄美市子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料として、保育ニーズや奄美市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向をはじめ、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、意向調査（アンケート調査）として実施しました。

区分	就学前児童調査	就学児童調査
調査方法	「就学前児童調査」及び「就学児童調査」は郵送発送、保育園・幼稚園・学校等の事業所による回収を基本とし、一部郵送による回収を行いました。	
調査時期	平成31年2月～平成31年3月	
配布数	1,805件	1,263件
回収数	1,101件	828件
回収率	61.0%	65.6%

#### (2) 奄美市子ども・子育て会議

事業計画の策定過程では、子どもの保護者、幼稚園や保育所及び子育て支援事業に従事している事業関係者、学識経験者からなる「奄美市子ども・子育て会議」を設置し、その会議の中で審議を行い、パブリックコメント（意見公募手続）を経て作成しました。



## 第2章

### 本市の子育てを取り巻く状況

# 1 少子化の動向

## (1) 人口の推移

平成27年国勢調査による本市の総人口は、43,156人となっています。このうち、15歳未満の年少人口は6,260人で、総人口の14.5%となっています。また、15歳以上65歳未満の生産年齢人口は24,571人で56.9%、65歳以上の老年人口は12,305人で28.5%となっています。

総人口に占める15歳未満の年少人口の割合は、平成12年から平成27年の15年間で3.5ポイント減少しています。一方で、65歳以上の老年人口の割合は6.9ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。

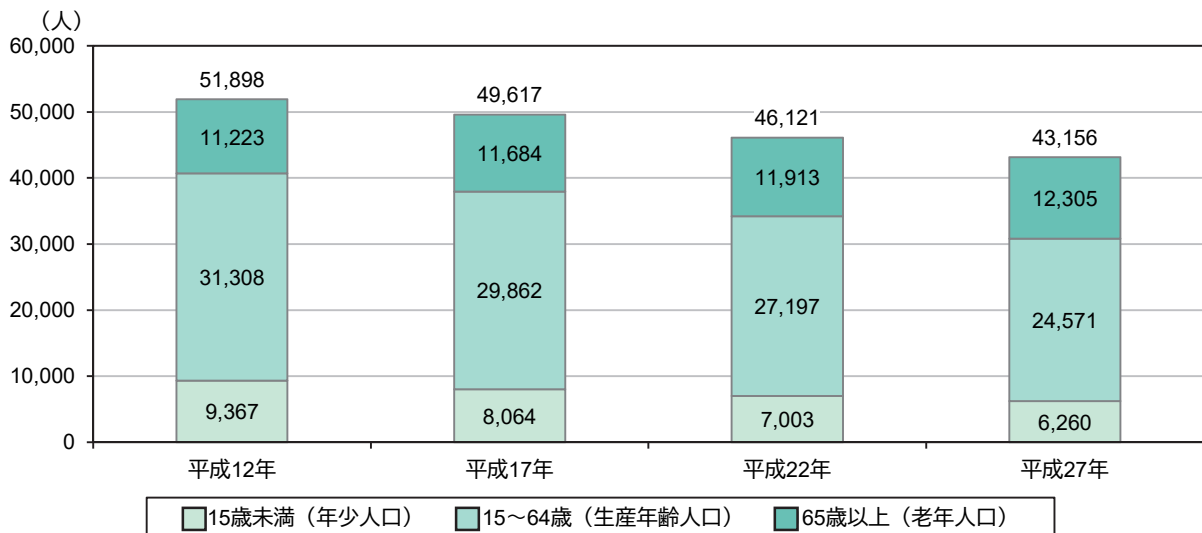
人口の推移（年齢3区分）

（単位：人）

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	51,898	49,617	46,121	43,156
15歳未満 (年少人口)	9,367	8,064	7,003	6,260
	18.0%	16.3%	15.2%	14.5%
15～64歳 (生産年齢人口)	31,308	29,862	27,197	24,571
	60.3%	60.2%	59.0%	56.9%
65歳以上 (老年人口)	11,223	11,684	11,913	12,305
	21.6%	23.5%	25.8%	28.5%

※総人口は「不詳」を含むため、3区分を合計しても総人口に一致しない場合があります。

資料：国勢調査（各年）



## (2) 出生の動向

本市の出生数は、平成25年の389人から平成29年341人と5年間で48人（12%）減少しています。

人口千人あたりの出生率は、平成25年の8.7から、平成29年では8.1へと減少しており、県と比較すると低い水準が続いています。

また、1人の女性が生涯に生む子どもの数を表す合計特殊出生率（15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの）は、平成25年に1.95であったものが平成29年では1.91と減少していますが、国や県と比較すると高い水準を保っています。

しかし、人口を維持するのに必要とされる2.08は下回っており、少子化傾向が続いています。

### 出生数・率の推移

(奄美市)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数(人)	389	394	358	352	341
出生率(人/人口千対)	8.7	8.9	8.3	8.2	8.1

(鹿児島県)

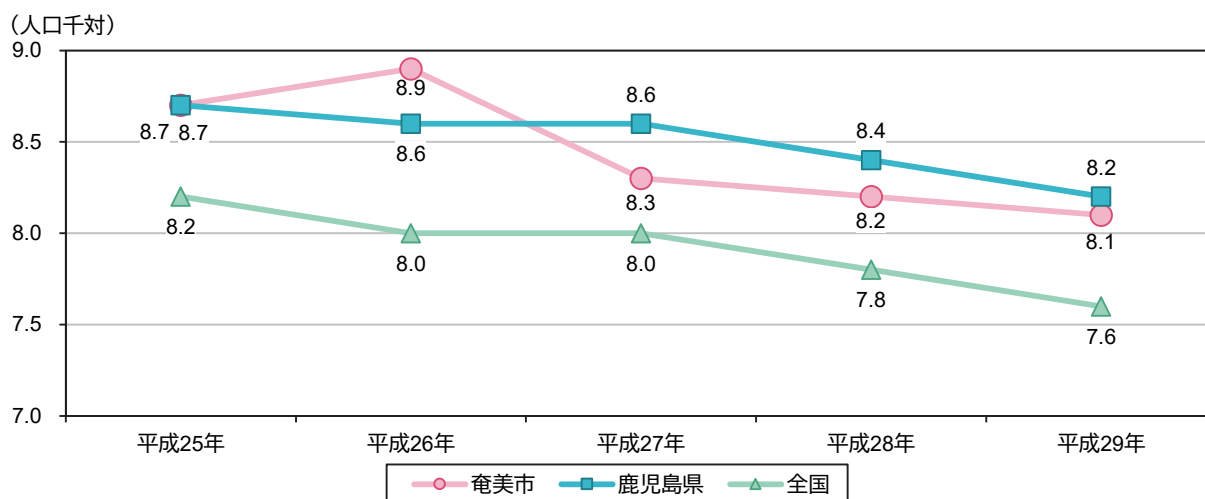
区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数(人)	14,637	14,236	14,125	13,688	13,209
出生率(人/人口千対)	8.7	8.6	8.6	8.4	8.2

(全国)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数(人)	1,029,817	1,003,609	1,005,721	977,242	946,146
出生率(人/人口千対)	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6

資料：鹿児島県人口動態調査

### 出生率の推移



## 出生数・合計特殊出生率の推移

(奄美市)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数（人）	389	394	358	352	341
合計特殊出生率	1.95	2.06	1.82	1.88	1.91

(鹿児島県)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数（人）	14,637	14,236	14,125	13,688	13,209
合計特殊出生率	1.63	1.62	1.70	1.68	1.69

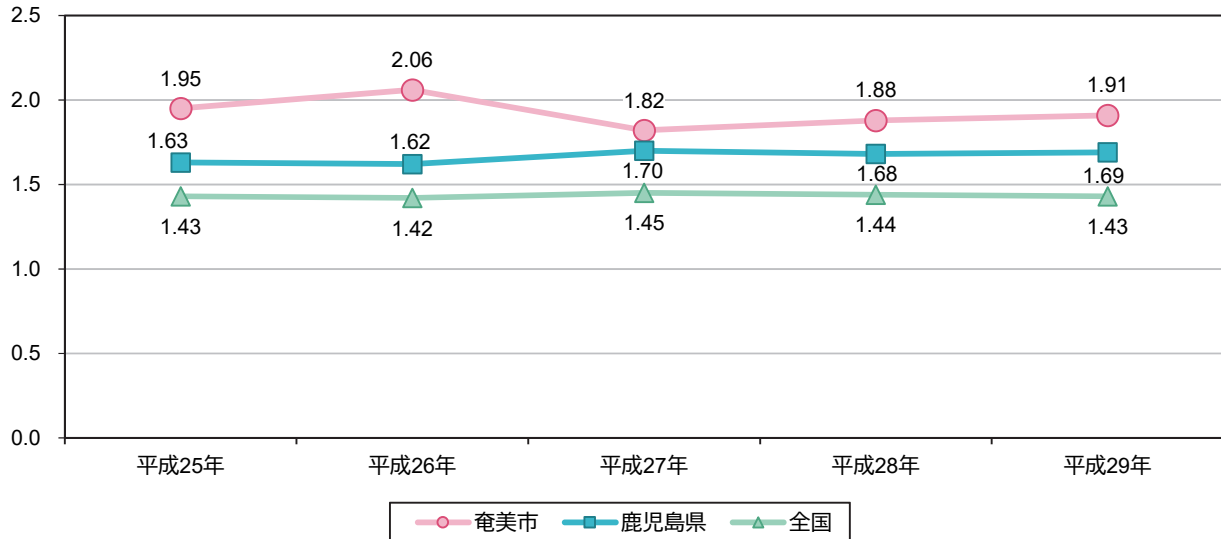
(全国)

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数（人）	1,029,817	1,003,609	1,005,721	977,242	946,146
合計特殊出生率	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：鹿児島県人口動態調査より算出

## 合計特殊出生率の推移

(人口千対)

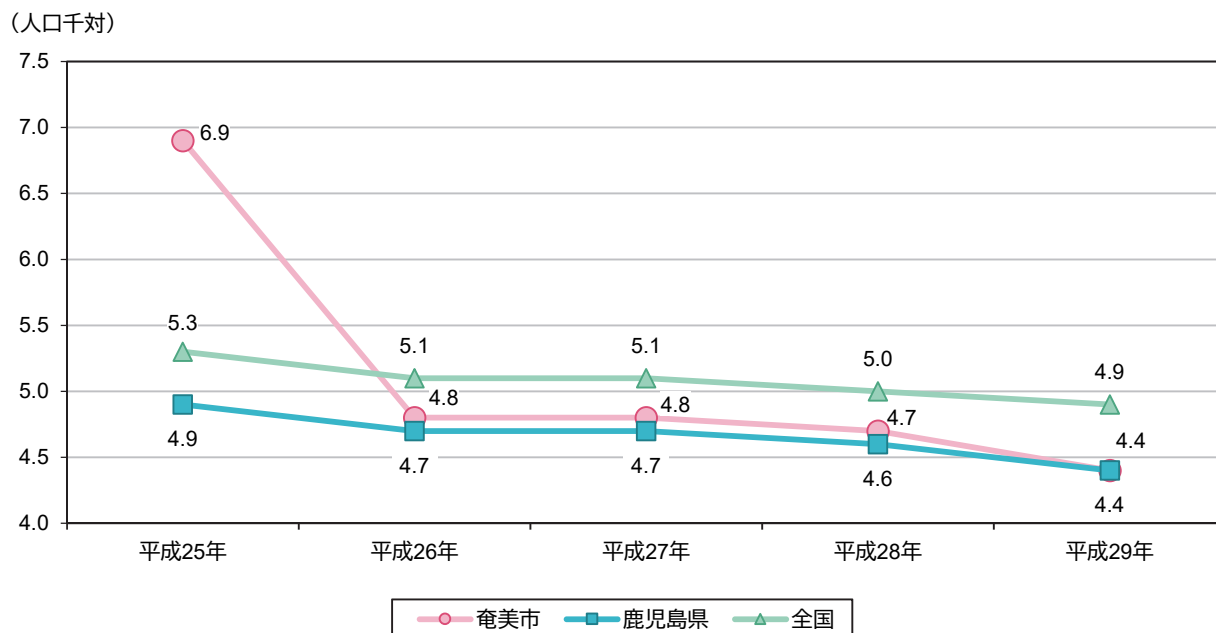


### (3) 婚姻、離婚の動向

婚姻率は、平成 29 年では 4.4 となっており、平成 25 年をピークに減少し、県とほぼ同じ水準で推移しています。婚姻率向上のために男女が結婚に前向きになるための事業にも取り組んでいます。

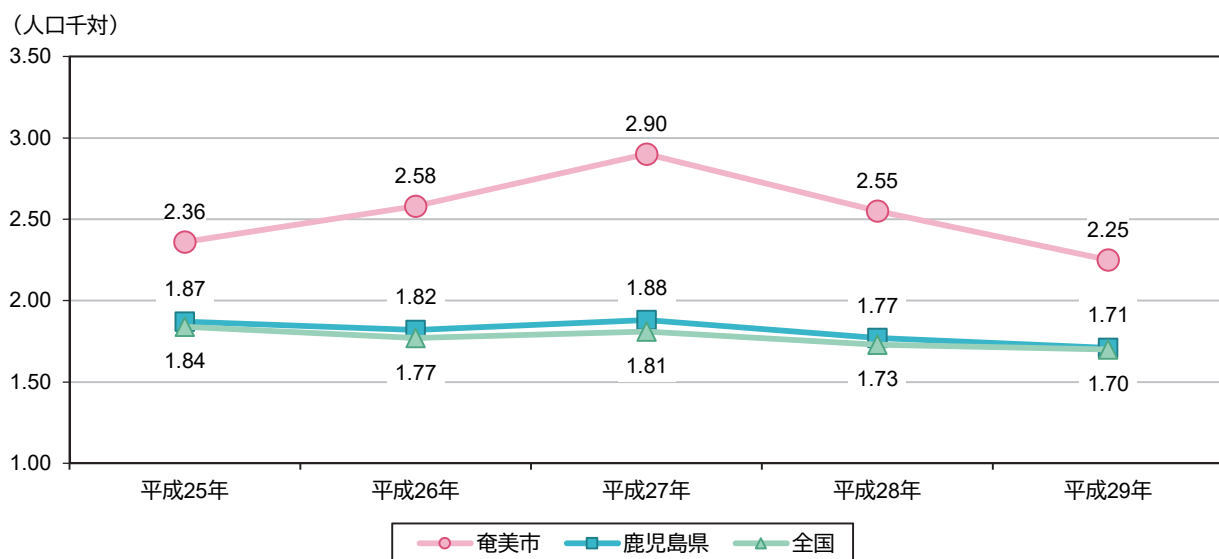
また、離婚率は、平成 29 年では 2.25 となっており、国や県より高い水準で推移しています。

婚姻率の推移



資料：鹿児島県人口動態調査

離婚率の推移



資料：鹿児島県人口動態調査

## 2 世帯の状況

### (1) 6歳未満の子どものいる一般世帯の推移

6歳未満の子どものいる一般世帯は、平成27年では1,748世帯で世帯人員は7,047人、世帯あたりの人員は4.0人となっています。

また、6歳未満の子どもの人員は2,342人で、世帯あたりの6歳未満人員は1.3人となっています。

6歳未満の子どものいる一般世帯の推移

(単位：人、世帯)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯人員	10,251	9,027	7,931	7,047
6歳未満子どもの人員	3,381	2,987	2,607	2,342
世帯数	2,468	2,238	1,935	1,748
世帯あたり人員	4.2	4.0	4.1	4.0
世帯あたりの6歳未満人員	1.4	1.3	1.3	1.3

資料：国勢調査（各年）

### (2) 18歳未満の子どものいる一般世帯の推移

18歳未満の子どものいる一般世帯は、平成27年では4,134世帯で世帯人員は15,586人、世帯あたりの人員は3.8人となっており、核家族化の傾向にあります。

また、18歳未満の子どもの人員は7,401人で、世帯あたりの18歳未満人員は1.8人となっています。

18歳未満の子どものいる一般世帯の推移

(単位：人、世帯)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯人員	24,352	20,901	17,938	15,586
18歳未満の子どもの人員	11,655	9,762	8,431	7,401
世帯数	6,150	5,386	4,692	4,134
世帯あたり人員	4.0	3.9	3.8	3.8
世帯あたりの18歳未満人員	1.9	1.8	1.8	1.8

資料：国勢調査（各年）



### (3) 母子世帯の推移

本市における母子世帯は、平成27年では595世帯で世帯人員は1574人、世帯あたり人員は2.6人となっています。

また、18歳未満のいる母子世帯数は558世帯で、18歳未満のいる世帯数に対する母子世帯の割合は13.5%であり、年々増加傾向にあります。

母子世帯の推移

(単位：人、世帯)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯	688	671	646	595
母子世帯人員	1,938	1,873	1,763	1,574
世帯あたり人員	2.8	2.8	2.7	2.6
18歳未満のいる母子世帯数	621	633	607	558
18歳未満のいる世帯数	6,150	5,386	4,692	4,134
18歳未満のいる母子世帯の割合	10.1%	11.8%	12.9%	13.5%

資料：国勢調査（各年）

### (4) 父子世帯の推移

本市における父子世帯は、平成27年では69世帯で世帯人員は176人、世帯あたりの人員は2.6人となっています。

また、18歳未満のいる父子世帯数は64世帯で、18歳未満のいる世帯数に対する父子世帯の割合は1.5%となっています。

父子世帯の推移

(単位：人、世帯)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
父子世帯	96	80	66	69
父子世帯人員	254	201	163	176
世帯あたり人員	2.6	2.5	2.5	2.6
18歳未満のいる父子世帯数	83	70	61	64
18歳未満のいる世帯数	6,150	5,386	4,692	4,134
18歳未満のいる父子世帯の割合	1.3%	1.3%	1.3%	1.5%

資料：国勢調査（各年）

### 3 就労の状況

#### (1) 就業の状況

平成 27 年国勢調査における本市の全就業者数は 19,548 人で、就業率は 53.0%となっており、男女別就業率は、男性 59.2%、女性 45.8%となっています。

また、就業率の推移を見ると、男性は減少傾向、女性は増加傾向にあります。

#### 男女別就業率

(単位：人)

区分	平成12年			平成17年			平成22年			平成27年		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
15歳以上人口	42,203	19,302	22,901	41,546	18,896	22,650	39,110	17,861	21,249	36,876	17,060	19,816
就業者数	22,069	12,529	9,540	21,679	11,956	9,723	19,855	10,696	9,159	19,548	10,105	9,069
就業率	52.3%	64.9%	41.7%	52.2%	63.3%	42.9%	50.8%	59.9%	43.1%	53.0%	59.2%	45.8%

資料：国勢調査（各年）

#### (2) 産業・雇用の状況

産業別の就業者割合を見ると、第1次産業は減少傾向が続いていますが、平成 27 年には第2次産業は微増しています。第3次産業は8割を超えています。

#### 産業別就業者数

(単位：人)

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	人	%	人	%	人	%	人	%
15歳以上人口	42,203	—	41,546	—	39,110	—	36,876	—
就業者数	22,069	52.3%	21,679	52.2%	19,855	50.8%	19,548	53.0%
第1次産業	1,062	4.8%	1,056	4.9%	827	4.2%	749	3.9%
農業	859	3.9%	883	4.1%	645	3.5%	591	3.0%
その他	203	0.9%	173	0.8%	182	0.7%	158	0.8%
第2次産業	4,904	22.2%	3,968	18.3%	2,866	14.4%	2,854	14.6%
製造業	1,762	8.0%	1,541	7.1%	963	4.9%	917	4.7%
その他	3,142	14.2%	2,427	11.2%	1,903	9.5%	1,937	9.9%
第3次産業	16,086	72.9%	16,643	76.8%	16,062	80.9%	15,815	80.9%
卸・小売業	5,202	23.6%	4,069	18.8%	3,609	18.2%	3,292	16.8%
その他	10,884	49.3%	12,574	58.0%	12,453	62.7%	12,523	64.1%
分類不能	17	0.1%	12	0.1%	100	0.5%	130	0.7%

資料：国勢調査（各年）

### (3) 女性の年齢別就業の状況（奄美市）

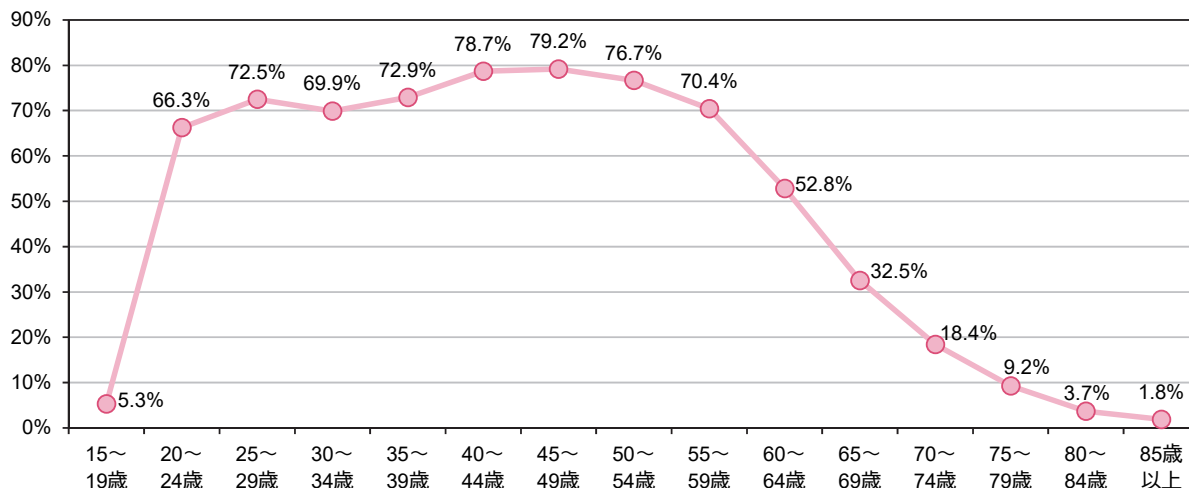
奄美市の女性年齢別就業の状況を見ると、女性の就業者数は 9,069 人で就業率は 46.2% となっています。年齢別の就業率を見ると、「25～29 歳」までは増加傾向にあり、「30～34 歳」に、やや減少するものの就業率は 69.9%あり、子育て世代の女性の多くが就業していることがわかります。（いわゆるM字カーブが浅くなっています。）

女性の年齢別就業の状況（奄美市）

（単位：人）

区分	平成27年		
	15歳以上人口	就業者数	就業率
15～19歳	892	47	5.3%
20～24歳	498	330	66.3%
25～29歳	808	586	72.5%
30～34歳	1,143	799	69.9%
35～39歳	1,313	957	72.9%
40～44歳	1,381	1,087	78.7%
45～49歳	1,298	1,028	79.2%
50～54歳	1,442	1,106	76.7%
55～59歳	1,656	1,166	70.4%
60～64歳	1,867	986	52.8%
65～69歳	1,633	531	32.5%
70～74歳	1,345	248	18.4%
75～79歳	1,276	118	9.2%
80～84歳	1,272	47	3.7%
85歳以上	1,785	33	1.8%
合計	19,609	9,069	46.2%

女性の年齢別就業率（平成 27 年奄美市）

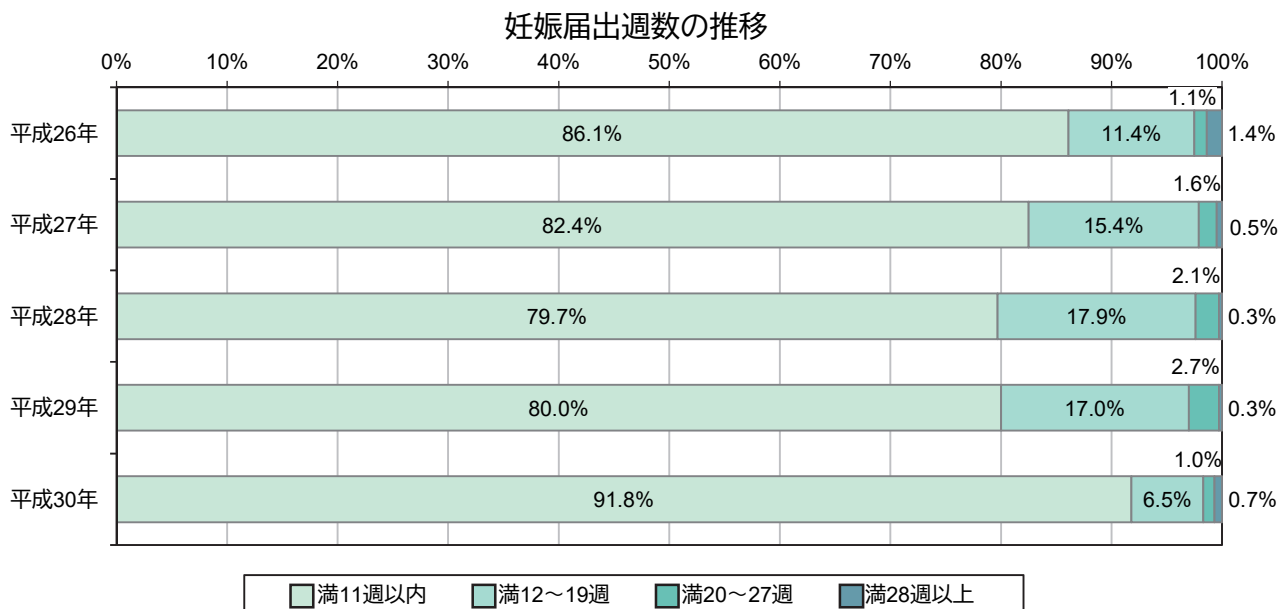


資料：国勢調査

## 4 母子保健に関する状況

### (1) 妊娠届出週数

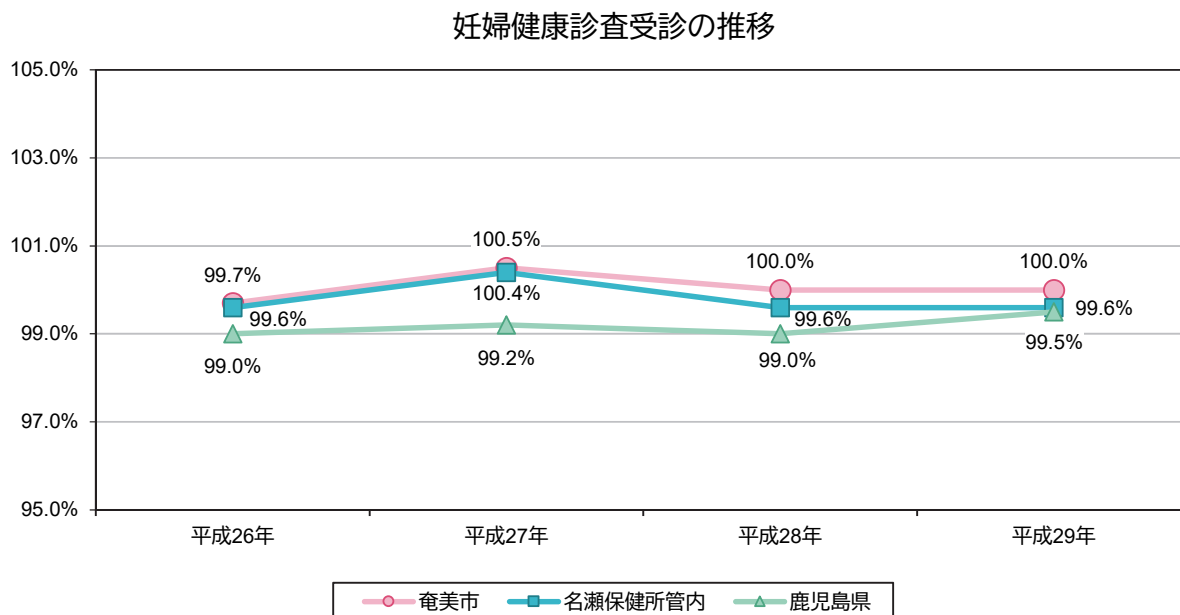
妊娠 11 週以内での届出は増加していますが、依然として 20 週以降の届出もみられます。20 週以降の届出のなかには家庭環境や育児姿勢など、問題を抱えている妊婦も多くみられます。



資料：鹿児島県の母子保健

### (2) 妊婦健康診査受診率

本市における妊婦健康診査受診率は、平成 27 年以降 100%で推移しています。引き続き受診率 100%を維持するため、受診勧奨、保健指導の実施等に努めます。



※基準日以降に生じる出生や転入等の対象者数の変動により、対象者数を超える受診者数となり、実績が 100%を超える場合があります。

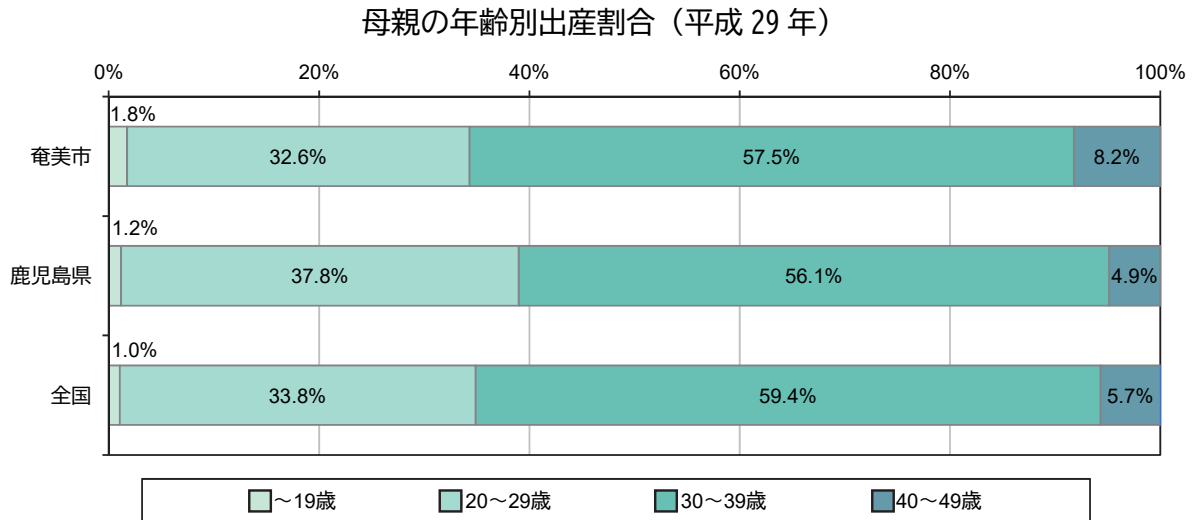
資料：鹿児島県の母子保健

### (3) 母親の年齢別出産割合

母親の出産年齢では、10代の割合が国・県よりわずかに高くなっているほか、40代の割合が高くなっています。

結婚年齢の上昇などに伴い、高齢出産の割合が高くなっており、不妊治療を受ける方も増加傾向にあります。

若年妊娠や養育環境が整わない中での妊娠出産、高齢初産など、さまざまなリスクを伴うケースが増えてきており、保健・医療機関とのさらなる連携が求められています。

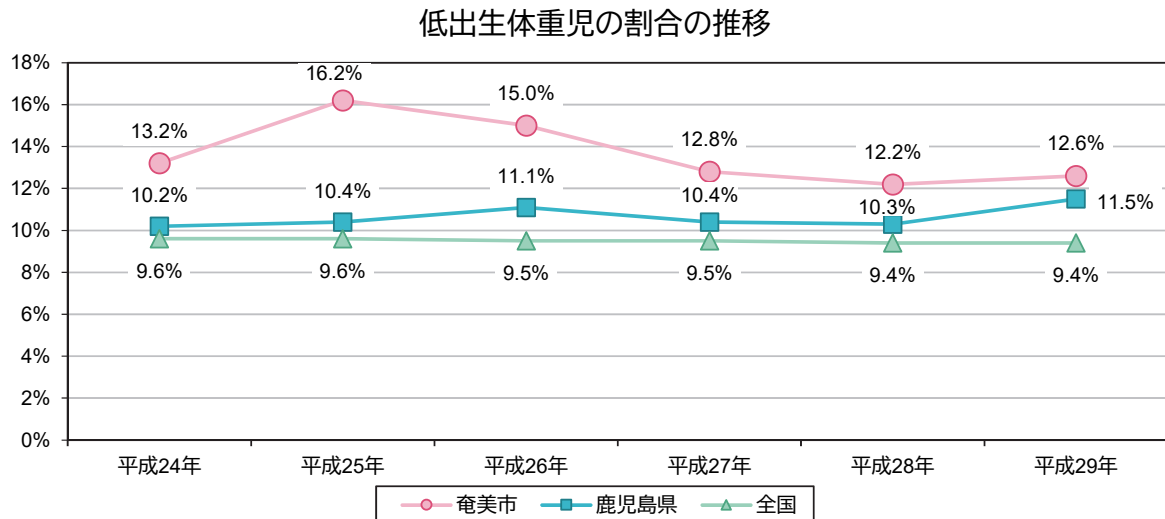


資料：鹿児島県人口動態調査（H29）

### (4) 低出生体重児の割合（2,500グラム未満）

低出生体重児の割合は、平成25年をピークに下降傾向にありますが、依然として県・国と比較して高い状況にあります。

妊婦の喫煙のほか、低栄養状態（やせ）や飲酒などが原因となって起こる場合があります。妊娠中だけでなく、妊娠前からの食事や喫煙・歯の健康管理などについて重点的に啓発し、健やかな妊娠・出産に臨めるよう取り組む必要があります。

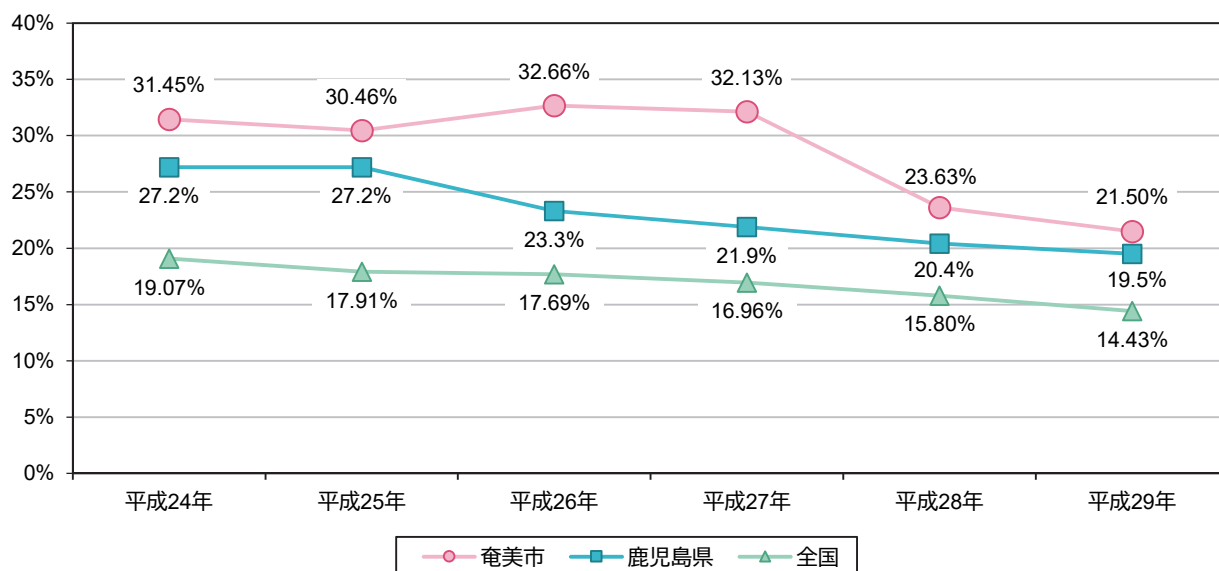


資料：鹿児島県の母子保健

### (5) 3歳児のむし歯有病者率

3歳児のむし歯有病者率は減少傾向にありますますが、国・県と比較すると依然として高い状況です。むし歯のない子どもが増えている一方で、一人で多くのむし歯を有する子どもが見られ、両極化しています。今後、さらにむし歯を減らすには、保護者の取組だけでなく、祖父母や地域の方の理解・協力が不可欠であり、全体を含めて取り組む必要があります。

3歳児のむし歯有病者率の推移



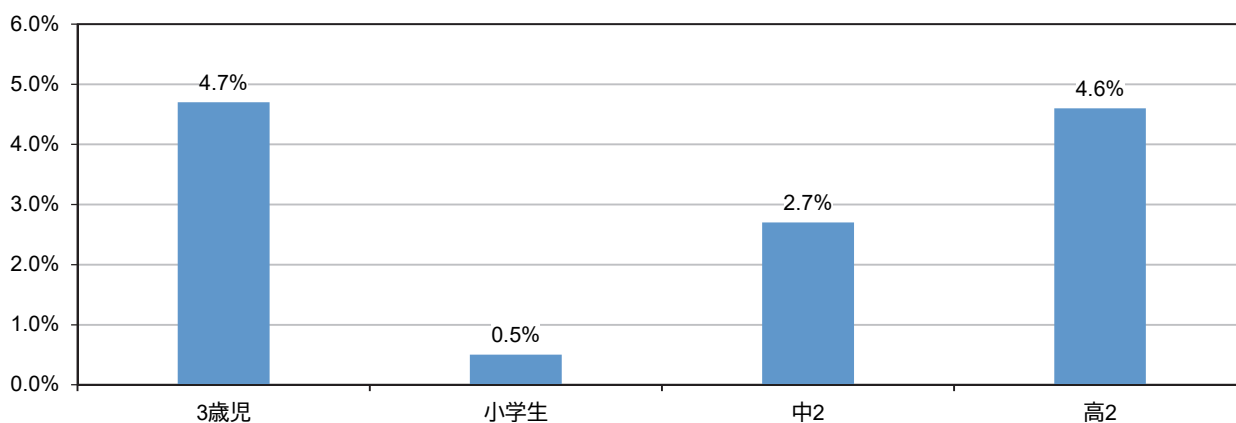
資料：鹿児島県の母子保健

### (6) 朝食の欠食率

3歳児の4.7%は朝食を食べないことがあるという状況です。

朝食は1日の活力源です。朝食をとることで体温が上昇し、脳が目覚めて胃腸の働きも活発になり、1日の生活リズムが整います。朝食の欠食は生活リズムとも深くかかわるため、保護者に対して朝食の大切さとともに生活リズムを整えることの大切さについても伝えていく必要があります。

朝食の欠食率

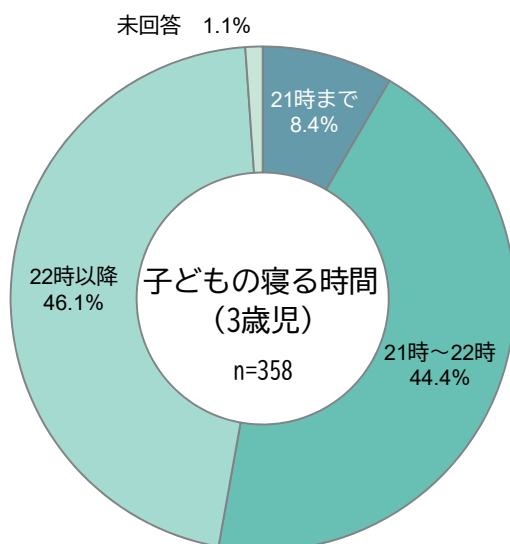


資料：健康あまみ21アンケート（令和元年度実施）

### (7) 子どもの寝る時間（3歳児）

夜9時までに眠る子どもの割合は8.4%に止まり、夜型の生活リズムの子どもが多い状況です。

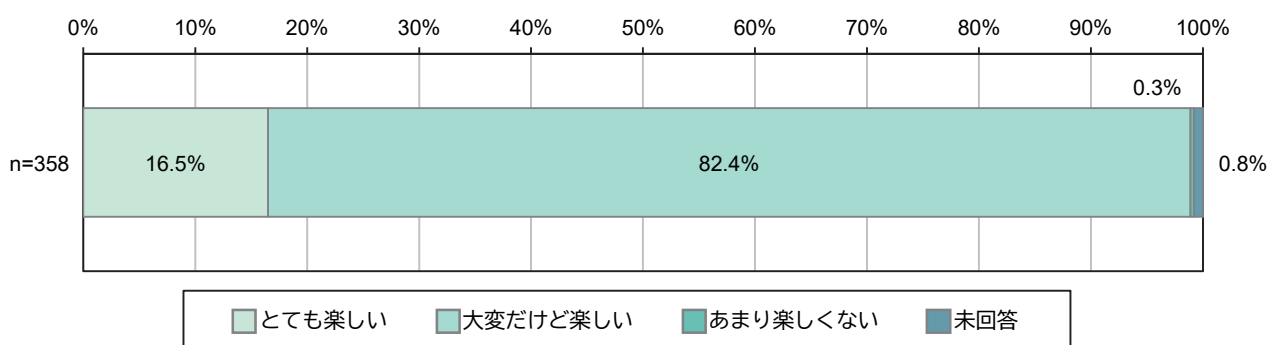
子どもの生活リズムを確立するためには保護者の意識が大切であり、睡眠の重要性とともに、妊娠中から正しい生活リズムを身につけることや、子どもの生活リズムを整えるための具体的な工夫等について伝えていく必要があります。



資料：3歳児健診の問診票より（H30.9月～R1.8月）

### (8) 子育ては楽しいと感じる保護者の割合（3歳児の保護者）

子育てについて、3歳児の保護者にたずねたところ、98.9%が「楽しい」（「とても楽しい」「大変だけど楽しい」と回答しています。



資料：3歳児健診の問診票より（H30.9月～R1.8月）

## 5 子育て支援の現状

### (1) 認可保育所・認定こども園・地域型保育施設等

保護者が就労などにより家庭で保育できない場合に、児童を預かる施設です。平成 27 年度から始まりました地域型保育事業について、住用地区で平成 27 年度から、名瀬地区で平成 28 年度から新設されました。

#### ①認可保育所

市内には 11 か所の認可保育所があり、定員数は 930 人となっています。

認可保育所一覧

No	名称	定員数	No	名称	定員数
1	赤木名保育所	60	7	小浜保育所	150
2	赤木名保育所 佐仁分園	15	8	金久保育所	120
3	節田保育所	60	9	春日保育園	120
4	宇宿保育所	45	10	平田保育所	60
5	笠利聖母保育園	60	11	輪内保育所	150
6	小宿保育園	90	合 計		930

#### ②認定こども園

市内には 1 か所の認定こども園があり、定員数は 105 人となっています。

認定こども園一覧

No	名称	定員数	合計
1	朝仁保育園	105	105

#### ③地域型保育所等

認可保育所と同様に、保護者が仕事や病気などの理由により家庭で保育ができないときに、児童を預かる施設です。

市内には 7 か所の地域型保育所等があり、定員数は 69 人となっています。

地域型保育所等一覧

No	名称	定員数	No	名称	定員数
1	にこにこ保育ルーム	5	5	みつばち保育所	12
2	たんぼぼ保育園	12	6	森のおうちくっかる	7
3	ひよこのおうち	9	7	さくら保育園	19
4	いっばいっば	5	合 計		69



#### ④へき地保育所

市内には6か所のへき地保育所があり、定員数は190人となっています。

へき地保育所一覧

No	名称	定員数	No	名称	定員数
1	屋仁へき地保育所	30	4	住用へき地保育所	30
2	用安へき地保育所	30	5	東城へき地保育所	30
3	古見方へき地保育所	40	6	市へき地保育所	30
合 計					190

## (2) 認可外保育施設

認可外保育施設は、乳幼児の保育を行うことを目的とする施設であって、県知事や市町村長の認可を受けていない保育施設を総称して呼んでいます。「企業主導型保育事業」を実施する施設も認可外保育施設に含まれます。

### ①認可外保育所

市内には5か所の認可外保育所があり、定員数は140人（名瀬聖母保育事業を除く）となっています。

認可外保育所一覧

No	名称	定員数	No	名称	定員数
1	ひよこ広場	15	4	わかば保育園	20
2	名瀬聖母保育事業	—	5	名瀬信愛幼稚園	70
3	みどり保育園	35	合 計		140

※名瀬聖母保育事業については、定員数の定め無し

### ②企業主導型保育所

市内には1か所の企業主導型保育所があり、定員数は16人となっています。

企業主導型保育所一覧

No	名称	定員数	合計
1	奄美病院（さくらんぼ保育園）	16	16

### ③事業所内保育所

市内には4か所の事業所内保育所があり、定員数は71人となっています。

事業所内保育所一覧

No	名称	定員数	No	名称	定員数
1	奄美中央病院 (ひまわり保育園)	20	3	奄美和光園(あまみ保育園)	8
2	県立大島病院内保育所	25	4	名瀬徳洲会病院 (おひさま保育所)	18
合 計					71

### (3) 病児・病後児保育

保育所等に入所中の児童が病気療養中又は病気の回復期にあるため、保育所等での集団保育が困難な状態にあり、かつ、保護者がやむを得ない事由のため家庭で保育ができない状況にある場合において、一時的に児童を施設で預かり、保育を行う事業です。

市内には1か所の実施施設があり、定員数は3人となっています。

病児・病後児保育事業実施施設一覧

No	名称	定員数	合計
1	奄美中央病院(キッズケアルーム☆げんきっこ)	3	3

### (4) 一時預かり事業

常時、保育所を利用している保護者以外でも、パート就労や出産、家族の病気、冠婚葬祭等の理由により、保育が必要な時は児童を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。

一時預かり事業実施施設一覧

No	名称	定員数	No	名称	定員数
1	さくら保育園	10	4	小宿保育園	8
2	預かりルームみつばち	15	5	港町児童センター	3
3	朝仁保育園	12	合 計		48

## (5) 幼稚園の状況

幼稚園は、満3歳から小学校就学前の幼児を保育し、適当な環境の中でその心身の発達を助長するための教育施設です。預かり保育（保護者の希望に応じて、幼稚園の通常の教育時間の前後や夏休み等の長期休業中等に、子どもを預かり保育をする）を実施している園もあります。

幼稚園では園児に対する幼児教育の他、地域における子育て支援活動等を行っています。市内には6か所の幼稚園があり、定員数は730人となっています。

幼稚園一覧

No	名称	定員数	No	名称	定員数
1	赤木名小学校附属幼稚園	70	4	朝日小学校附属幼稚園	105
2	名瀬幼稚園	105	5	名瀬信愛幼稚園	250
3	小宿小学校附属幼稚園	70	6	名瀬聖母幼稚園	130
合 計					730

## (6) 放課後児童クラブ

市内には11か所の放課後児童クラブがあり、定員数は516人となっています。

放課後児童クラブ一覧

No	クラブ名	小学校区	定員	開所時間	
				月～金	土・長期休業中
1	名瀬小児童クラブ	名瀬小	40	14時00分～18時00分	8時00分～18時00分
2	奄小児童クラブ	奄美小	36	14時00分～18時00分	8時00分～18時00分
3	あおぞら児童クラブ	伊津部小	90	13時00分～19時00分	8時00分～19時00分
4	第1ひまわりクラブ	朝日小	38	14時00分～18時30分	8時00分～18時30分
5	第2ひまわりクラブ	朝日小	86	14時00分～18時30分	8時00分～18時30分
6	学童クラブたんぼぼ	小宿小	76	13時00分～18時30分	8時00分～18時30分
7	菜の花学童クラブ	大川小	30	14時00分～19時00分	8時00分～19時00分
8	住用オレンジクラブ	東城小	30	14時00分～18時30分	8時00分～18時30分
9	赤木名放課後児童クラブ	赤木名小	25	14時00分～18時00分	8時00分～18時00分
10	あまみこ児童クラブ	節田小	25	14時00分～18時00分	8時00分～18時00分
11	たんぼぼ児童クラブ	奄美小	40	13時00分～18時30分	8時00分～18時30分
合 計			516		

## (7) 地域子育て支援センター

市では、育児相談や育児講座、親子で楽しく遊べる育児サークル支援などの「地域子育て支援センター事業」、児童の健全な遊び場の確保、健康増進、情操を高めることを目的とした「児童館事業」を行っています。

子育て支援センター（港町児童センター内）「わくわくひろば」

【委託運営】社会福祉法人真正会（委託料4,925,720円）

- ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ・子育て等に関する相談・援助・情報提供の実施等

### 【地域子育て支援センター事業】

	平成30年度 (総利用者数)
利用状況	8,412名

### 【児童館事業】

施設名	指定管理料	H30利用児童 (延人数)	H30利用一般 (延人数)
金久児童館	1,799,000円	6,179人	404人
港町児童センター	3,300,000円	3,251人	3,116人

## (8) 子育てサロン・サークル

市内には、子育てをしている保護者同士の交流と、子どもの遊び場づくりを目的とした4つの子育てサロン・サークルがあります。

サロン・サークル名	対象	開催日	場所	料金
子育てサークル「たんぽぽ」 0997-53-5900	未就学児(0歳児から) とその保護者	毎週火曜 10:30~ 11:30頃	港町児童センター2階 「わくわく広場」	0~300円程度
子育てサロンだっこちゃん 0997-53-5484	未就学児(0歳児から) とその保護者	第1金曜日 10:00~ 11:30	亀美市老人福祉会館 (名瀬長浜町2394)	1家族200円
子育てサロンていだっこ 0997-52-7601	未就学児(0歳児から) とその保護者	第3水曜 10:00~ 11:30	亀美市老人福祉会館 (名瀬長浜町2394)	1家族200円
WARABE(わらびい) 0997-53-5699	未就学児(0歳児から) とその保護者	第2・第4月曜 10:00~ 11:30	名瀬公民館金久分館 (名瀬長浜町5-1)	1家族300円

## (9) 児童虐待の現状

近年、保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加など、子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化してきており、児童虐待等により社会的養護を必要とする子どもが増加しています。こうした現状に対応するため、国では、児童虐待防止法、児童福祉法が改正され、発生予防から自立支援までの一連の対策のさらなる強化や児童虐待の発生予防・早期発見のための取組、体罰によらない子育て等の推進が進められています。

本市においては、児童福祉法の規定に基づき、要保護児童又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を関係機関が連携して図るため、奄美市要保護児童対策地域協議会を立ち上げ、児童虐待防止へ取り組んでいます。

虐待の相談種別件数

虐待のタイプ	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
身体的虐待	4	2	2	2	10
性的虐待	1	0	0	0	1
心理的虐待	1	9	0	2	4
保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	0	10	13	11	11
計	6	21	15	15	26

本市の状況として、若年妊婦や養育環境の面からリスクの高い妊婦が多いことや家族等からの支援が得られない家庭が多いこと、また育児不安を抱える親が多いことから、虐待等の問題が顕在化する前の予防的視点を重視し、早期の支援開始をめざすために「子育て世代包括支援センター」を健康増進課内に設置し、専任の助産師を中心に支援を行っています。

また福祉政策課では、不登校・非行の問題、子どもの虐待・DVに対する相談及びひとり親家庭の支援について、家庭相談員、婦人相談員が対応し、関係機関と連携して問題の解決に取り組んでいます。

なお「子ども家庭総合支援拠点」機能を検討するとともに、関係機関と連携しながら支援の必要な子どもとその家庭及び妊産婦の実情の把握、相談対応、要保護児童等の早期発見や適切な支援を実施します。

## (10) 児童手当等の現状（平成 31 年 4 月時点）

児童を養育している家庭の生活の安定、児童の健全な育成及び資質の向上を目的として児童手当を支給しています。児童手当は、中学校修了前までの児童の養育者に対して所得が一定額未満の場合に支給されます。

児童扶養手当は、父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を育てている方に対して支給されます。

特別児童扶養手当は、精神又は身体に重度又は中度の障がいがある 20 歳未満の児童を養育している人(児童福祉施設に入所している場合を除く。)に対して支給されます。

### 【児童手当】

区 分	支給額
3歳未満（一律）	15,000 円（月額）
3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）	10,000 円（月額）
3歳以上小学校修了前（第3子以降）	15,000 円（月額）
中学校修了前（一律）	10,000 円（月額）
特例給付（所得制限以上）一律	5,000 円（月額）

### 【児童扶養手当】

区分	支給額	第2子加算額	第3子以降加算額
全部支給	42,910 円（月額）	10,140 円	6,080 円
一部支給	10,120 円～42,900 円（月額）	5,070～10,130 円	3,040 円～6,070 円

### 【特別児童扶養手当】

	1 級	2 級
支給額	52,300 円（月額）	34,770 円（月額）

名 称	受給者数（平成 30 年度）	支給額（千円）
児 童 手 当	2,821 人（特例給付含） H31.3.1 現在	661,660
児童扶養手当	806 人	400,275
特別児童手当	67 人	30,338

## (11) 医療費助成の現状

子ども医療費助成は、子どもの健康と健やかな育成を図るため、中学校卒業前までの子どもの保護者に対し、保険診療による医療費の自己負担金の全額を助成しています。

ひとり親家庭等医療費助成は、18 歳以下の児童を有する母子家庭、父子家庭及び父母のいない児童の家族の健康と福祉の増進を図るため、保険診療による自己負担金全額を助成しています。

名 称	受給者数（平成 30 年度）	支給額（千円）
乳幼児医療費助成	延べ 5,721 人	99,806
ひとり親家庭等医療費助成	延べ 1,949 人	23,545

## (12) いじめ・不登校の現状

いじめ防止対策推進法において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」と定義し、いじめられた児童生徒の立場に立った考え方をします。

いじめ問題について、本市では平成 30 年度のいじめ認知件数は 409 件となっています。全ての事案において現在は解決済みですが、各学校においては「どの学級でもいじめは起こり得る」という危機意識をもって、児童生徒のちょっとした変化も見逃さぬよう見守り、指導を行っています。

市においては、いじめに発展しかねない「言葉遣い」や、全国的に頻発している携帯電話やパソコンを使った「ネットいじめ」等を中心に情報交換・研修を行い、いじめ問題の未然防止・早期発見に連携して取り組んでいます。また、生徒指導主任等研修会等でも携帯電話やインターネットの使用に関する話題をはじめとする「いじめ」について取りあげ、外部講師による講話も組み入れながらいじめ問題の根絶に対応しています。

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況の者で年間 30 日以上欠席」と定義しています。

本市における不登校児童生徒数は平成 29 年度が 22 名、平成 30 年度が 22 名となっています。

現在、本市では不登校児童生徒のための適応指導教室（通室した時は出席扱いとする）を開設したり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員を配置したり、学校では支援チームを組み、個別に支援を行う体制で対応しています。

さらに、本市では、児童生徒の自尊感情・自己肯定感・自己有用感を醸成するために「あまみっすこやかプログラム」【グループエンカウンター】の特別活動等の年間計画への位置付けを行ったり、学校では小中連携を密に行ったりすることで、中 1 時の不登校未然防止に取り組んでいます。

## (13) 障がい児への支援

発育、発達に課題のある子どもに関する子育て支援では、障がいの早期発見、早期対応により、個々に応じた最も適切な支援を行うことが重要であり、その後の子どもの成長に大きな影響を及ぼすと言われていています。そのためには、医療・保健・福祉・教育の施策が相互に連携を図る必要があります。

現在、本市では健康診査や相談等で何らかの遅れが疑われる乳幼児に対しては、精密診査の場（発育発達クリニックや小児神経専門外来、県療育センター巡回相談）の紹介、親子教室への案内を行っています。特に療育が必要な場合には児童発達支援事業等の紹介を行い、早期療育の導入に努めています。

このように障がいの早期発見、早期対応により個々に応じた支援を行っています。

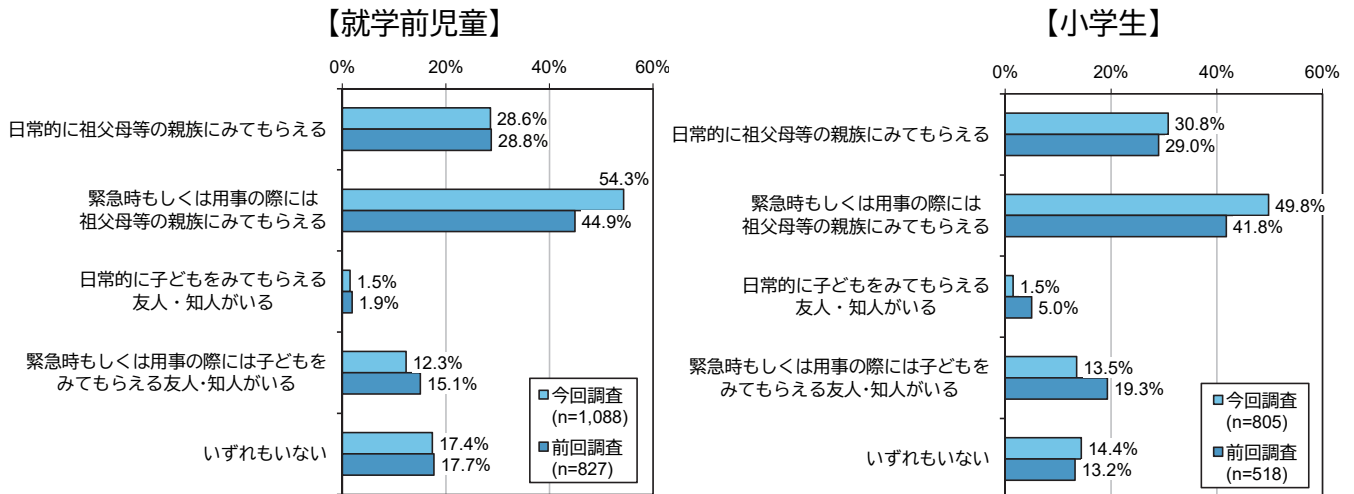
また、平成 22 年度から集団保育が可能な障がい児（軽度を含む）を受け入れている私立保育所に対して、保育士を加配するための人件費に補助金を交付することにより、障がい児と健常児の健全な成長を促進し、障がい児の福祉増進を図る障害児保育事業を実施しています。

## 6 ニーズ調査結果の概要（抜粋）

### 1 子どもの育ちをめぐる環境

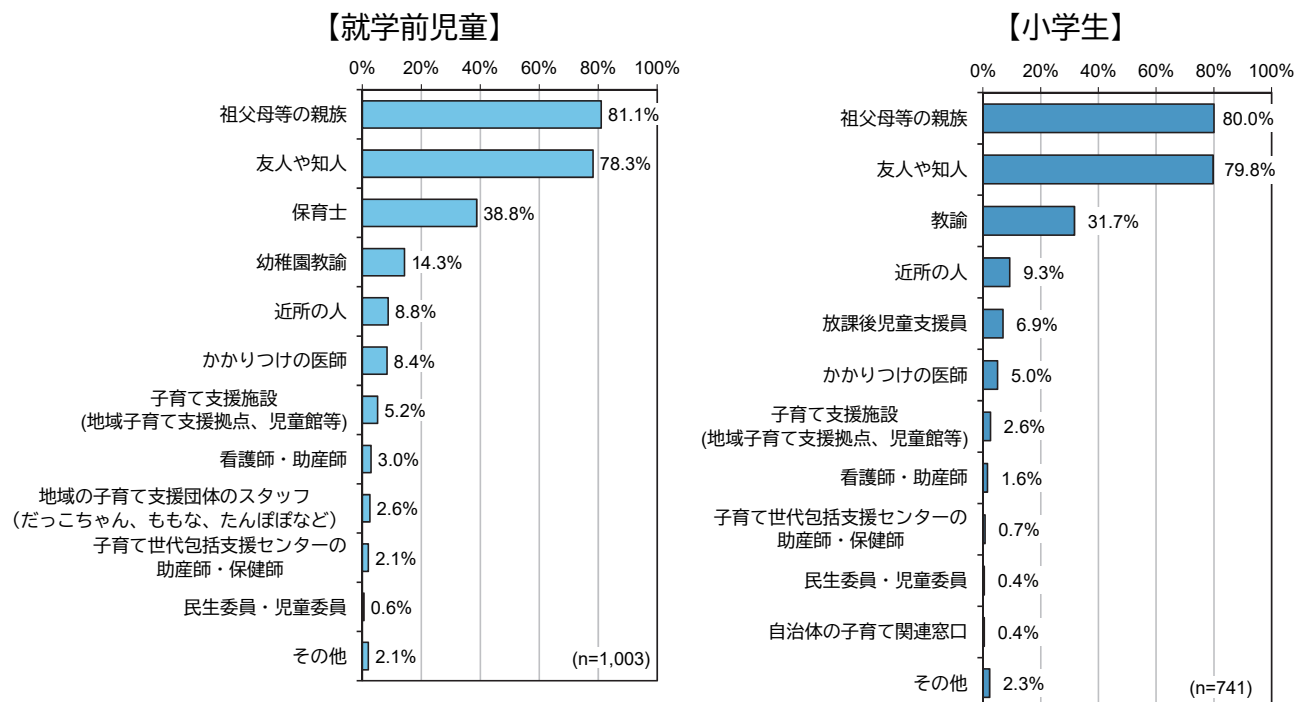
#### (1) 日頃子どもをみてくれる親族・知人の有無

日頃、子どもをみてくれる親族・友人の有無について、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」とする回答の割合は就学前、小学生ともに最も高く、また前回調査時よりも増加しています。一方で、「いずれもない」と回答された方が、就学前児童が17.4%、就学児童が14.4%となっており、就学前のほうが若干高い割合となっています。



#### (2) 子育てをする上で気軽に相談できる人や場所

子育てをする上で気軽に相談できる人や場所として、「祖父母等の親族」が就学前、小学生ともに8割と最も高い割合となっており、「友人や知人」が8割弱と続きます。身近な人が相談相手となっている一方で、公的機関や専門職を相談先として選ぶ割合は大変低くなっています。





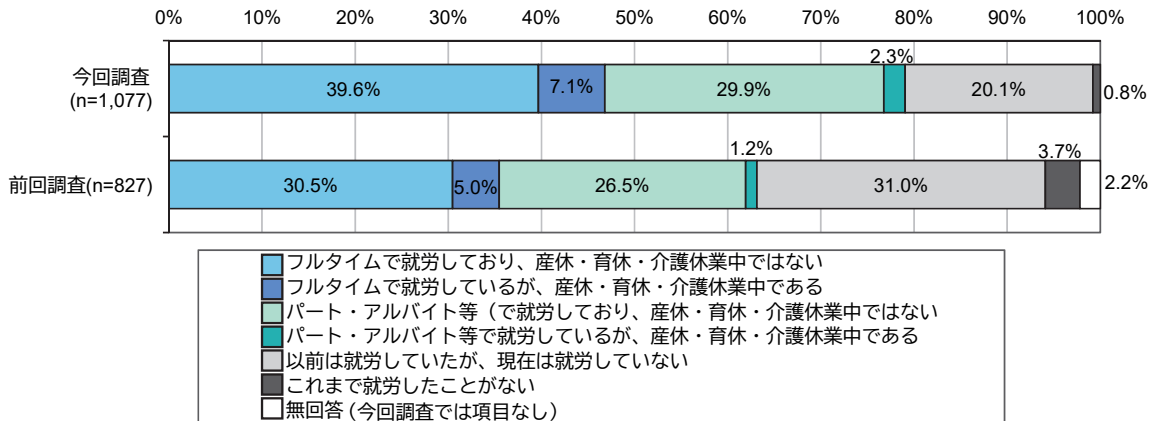
## 2 保護者（母親）の就労状況

就学前児童調査では、前回と比べ、母親のフルタイム就労が増えています。就学前児童を持つ母親のおよそ8割は何らかの就労をしています。

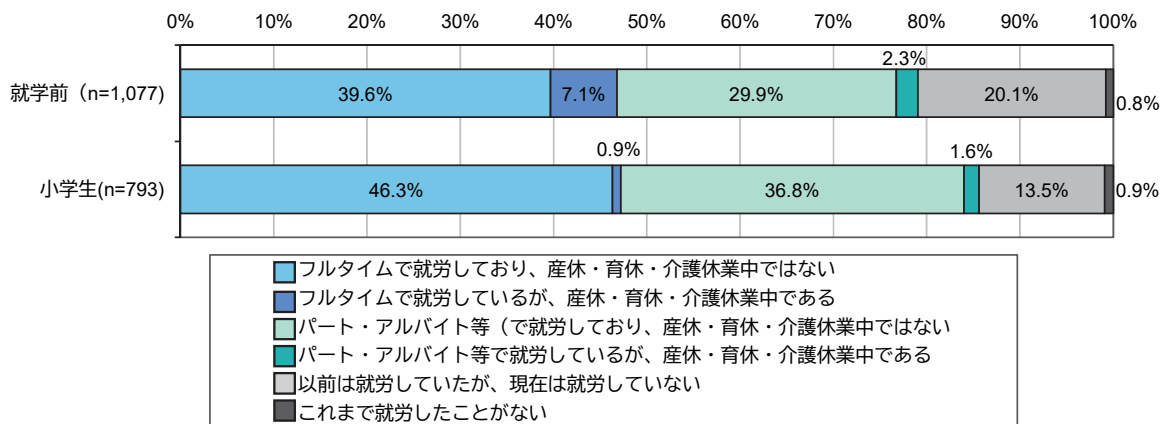
また、子どもの成長に伴って、就労している母親の割合は増加しています。

なお、現在就労していない母親へ、今後の就労意向をたずねたところ、就学前では「1年より先、一番下の子どもが●歳になったころに就労したい」が41.2%で最も多く、小学生では「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」が40.6%で最も高くなっています。

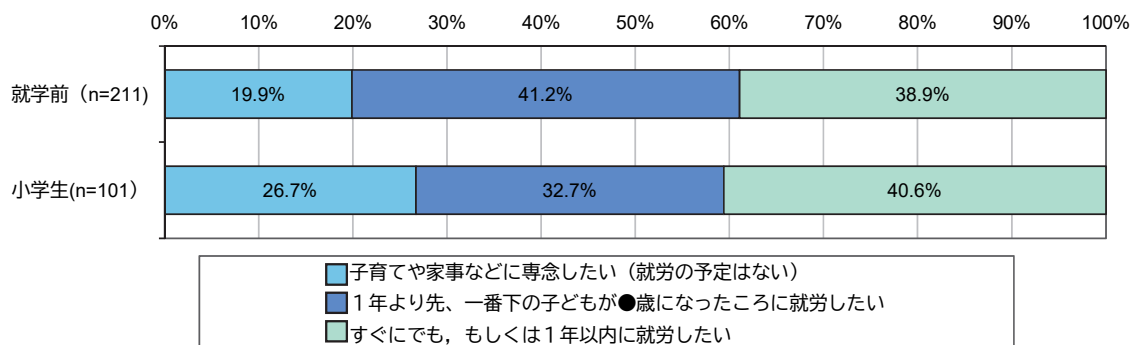
【現在の就労状況・前回調査との比較（就学前児童の母親）】



【現在の就労状況（母親）】



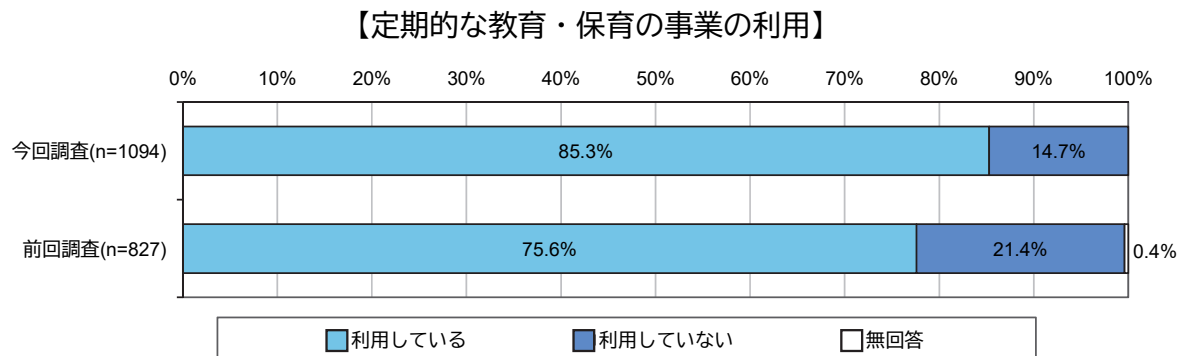
【就労意向 母親】



### 3 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況(就学前児童)

#### (1) 幼稚園や保育所などの「平日の定期的な教育・保育の事業」利用状況について

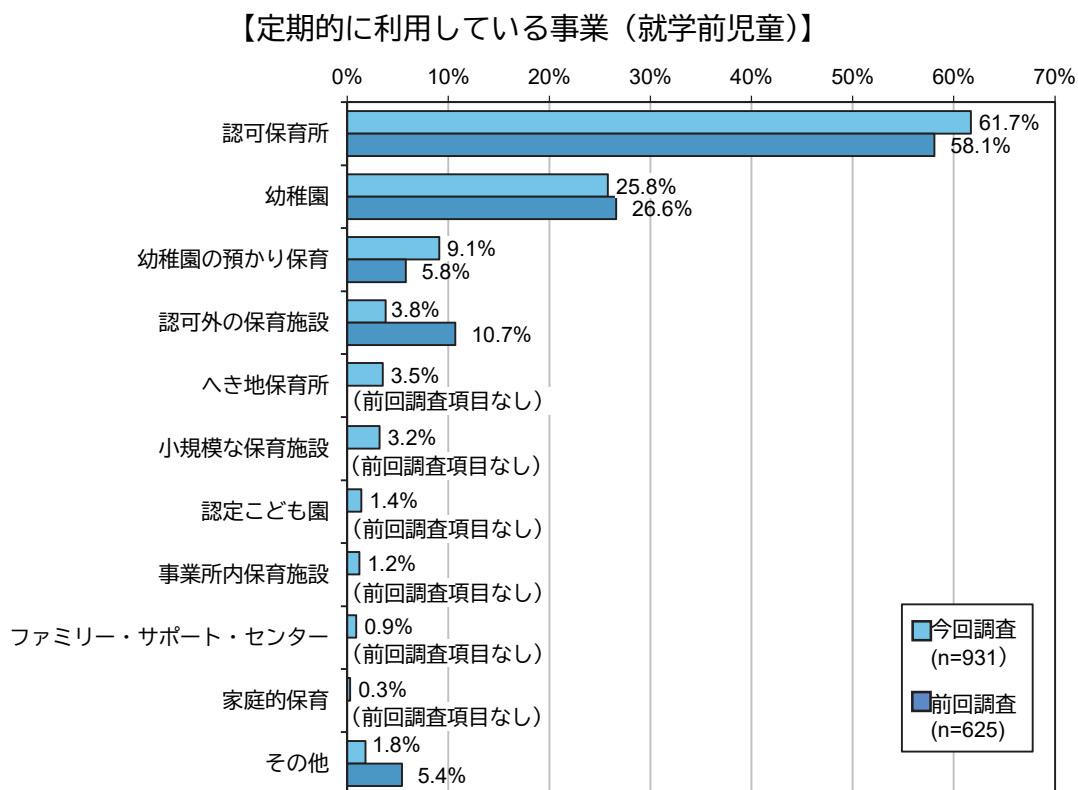
平日の定期的な教育・保育の事業について、「利用している」と回答した方は前回調査より9.7ポイント増加し、85.3%となっています。



#### (2) 定期的にご利用している事業について

定期的にご利用している事業では「認可保育園」が61.7%と最も高く、次いで「幼稚園」の25.8%となっています。

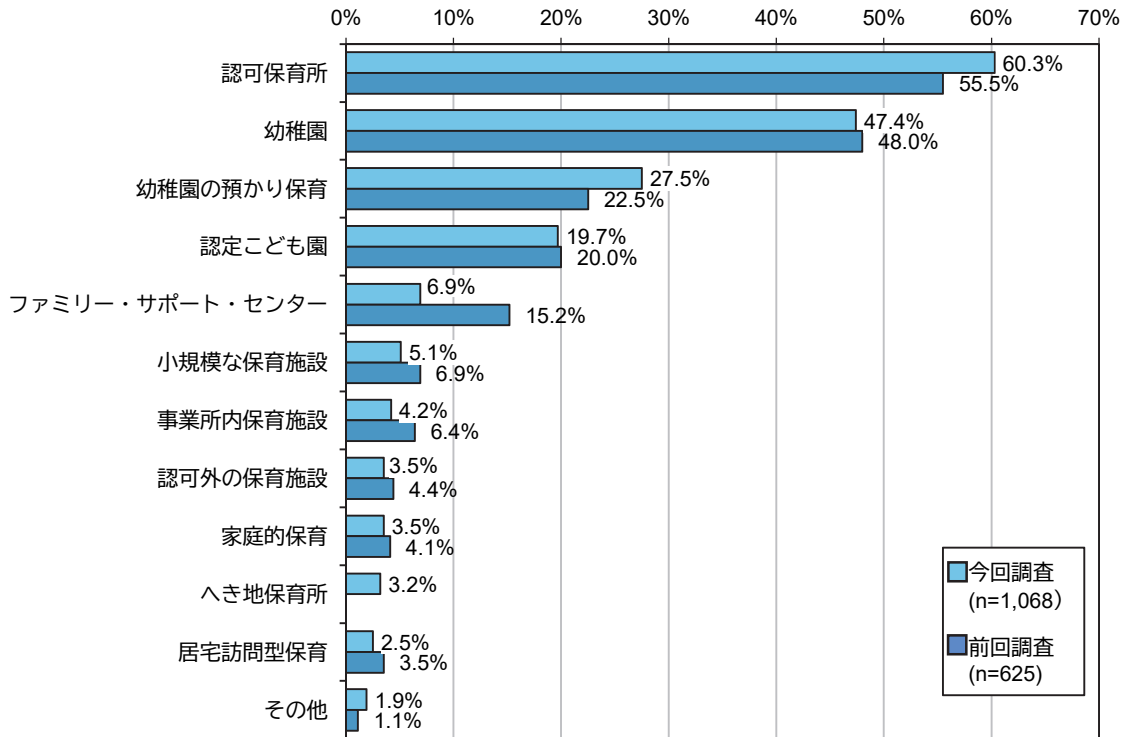
「認可保育所」と「幼稚園の預かり保育」の利用は、前回調査に比べ微増しています。



### (3) 定期的に利用したい事業について

定期的にご利用したいと考えている事業では、「認可保育園」が60.3%と最も高く、次いで「幼稚園」が47.4%の順となっています。前回調査に比べ「認可保育園」「幼稚園の預かり保育」が増加しています。

【定期的にご利用したいと考える事業（就学前児童）】



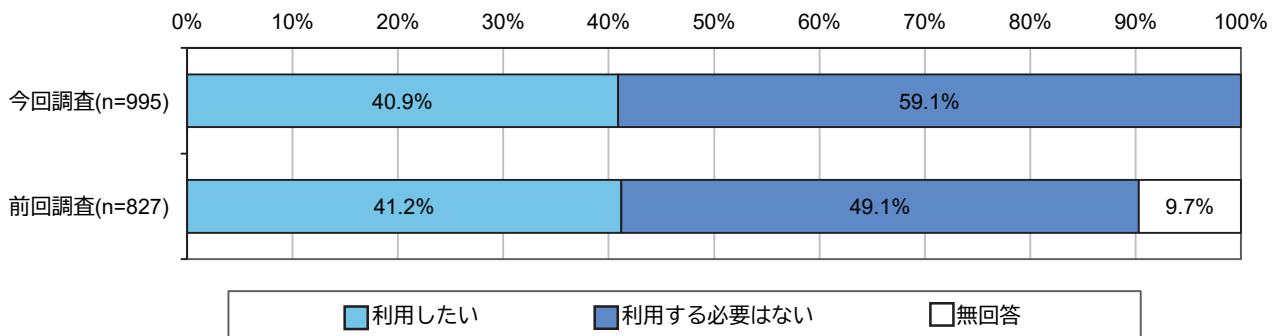
(前回調査では「自治体の認証・認定保育施設」の項目あり)

## 4 各種事業について(就学前児童)

### (1) 一時預かり事業

一時預かり事業の利用希望について、「利用したい」が40.9%、「利用する必要はない」が59.1%となっています。

【一時預かり事業の利用希望（就学前児童）】

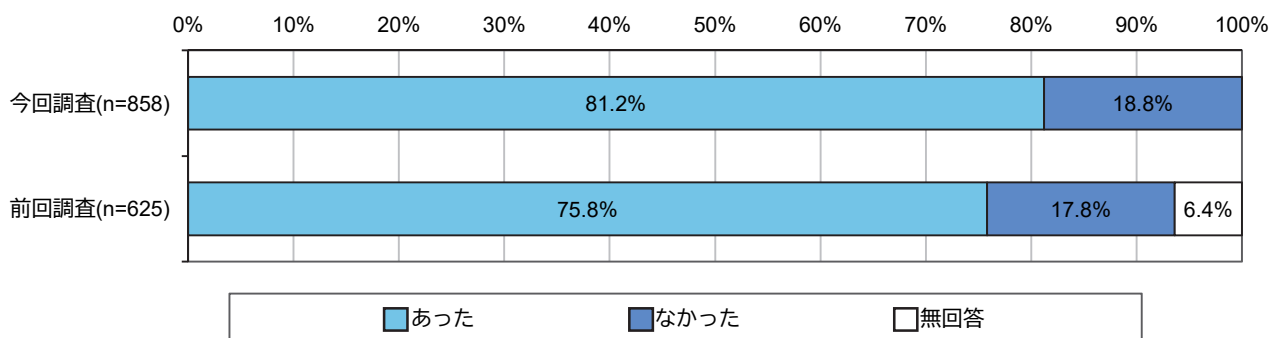


(今回調査では「無回答」の項目なし)

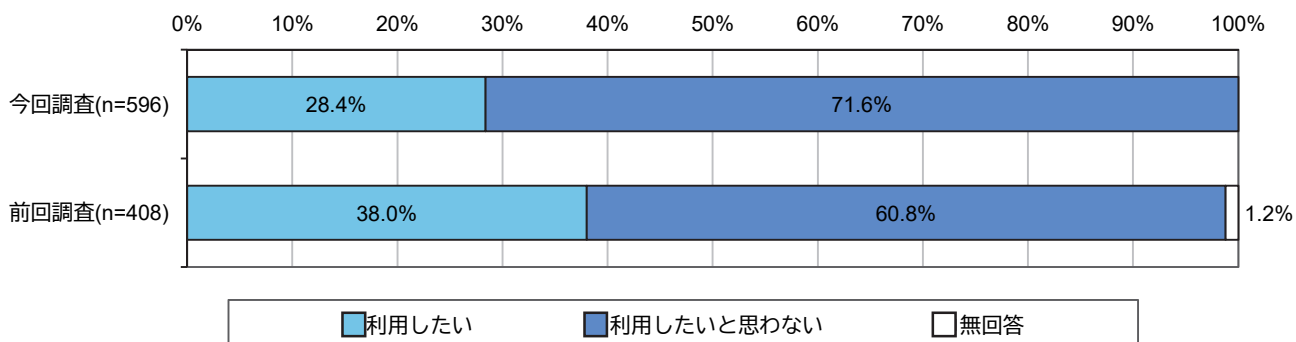
## (2) 病児・病後児保育事業

病気やケガで通常の保育事業が利用できなかったことについて、「あった」が 81.2%、「なかった」が 18.8%となっています。前回調査と比べ「あった」は 5.8 ポイント増加しており、8割を超えています。その際の病児・病後児保育事業の利用希望について、「利用したいとは思わない」が 71.6%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が 28.4%となっています。

【病気・ケガにより通常の事業が受けられなかったことの有無（就学前児童）】



【その際の病後・病後児保育事業の利用希望（就学前児童）】

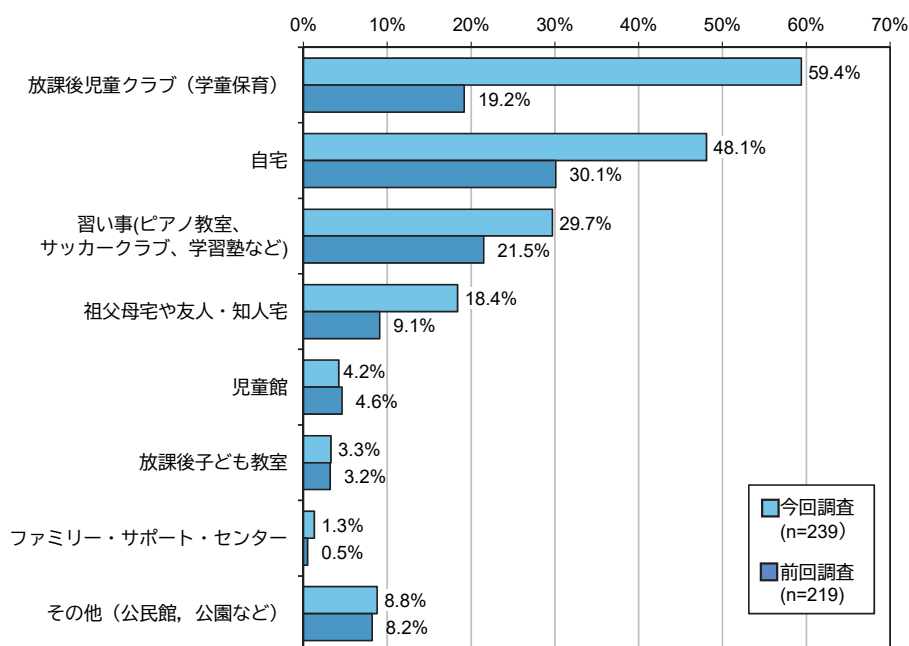


### (3) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

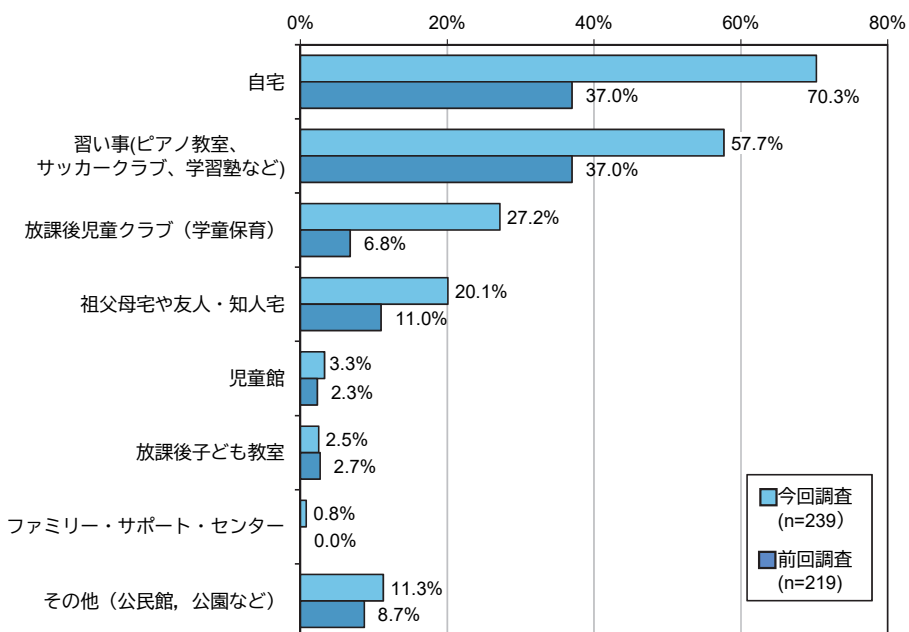
小学校低学年のうち、放課後を過ごさせたい場所について、は「放課後児童クラブ（学童保育）」が59.4%と最も高く、前回調査と比較し、大きくポイントを伸ばしています。次いで「自宅」48.1%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」29.7%となっています

小学校高学年になったら、放課後の時間をどの様な場所で過ごさせたいかについては、「自宅」が70.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」57.7%となっています

【小学校低学年のうち、放課後を過ごさせたい場所（就学前児童）】



【小学校高学年になって放課後を過ごさせたい場所（就学前児童）】

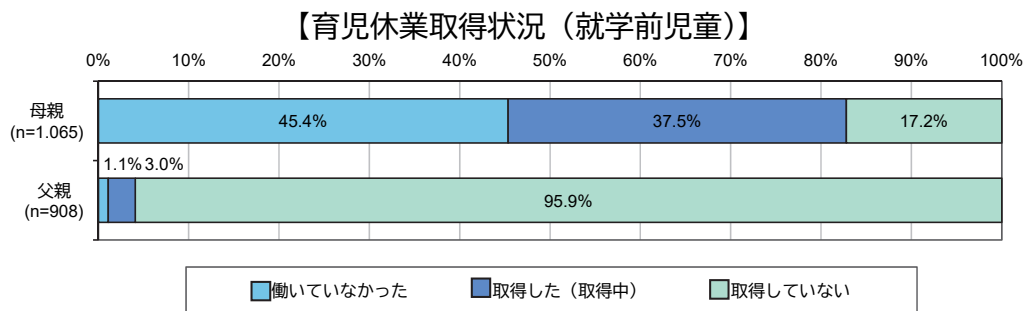


## 5 育児休業について（就学前児童）

### （1）育児休業取得状況

子どもが生まれた時の育児休業の取得状況について、母親の場合は、「働いていなかった」が45.4%と最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が37.5%となっています。

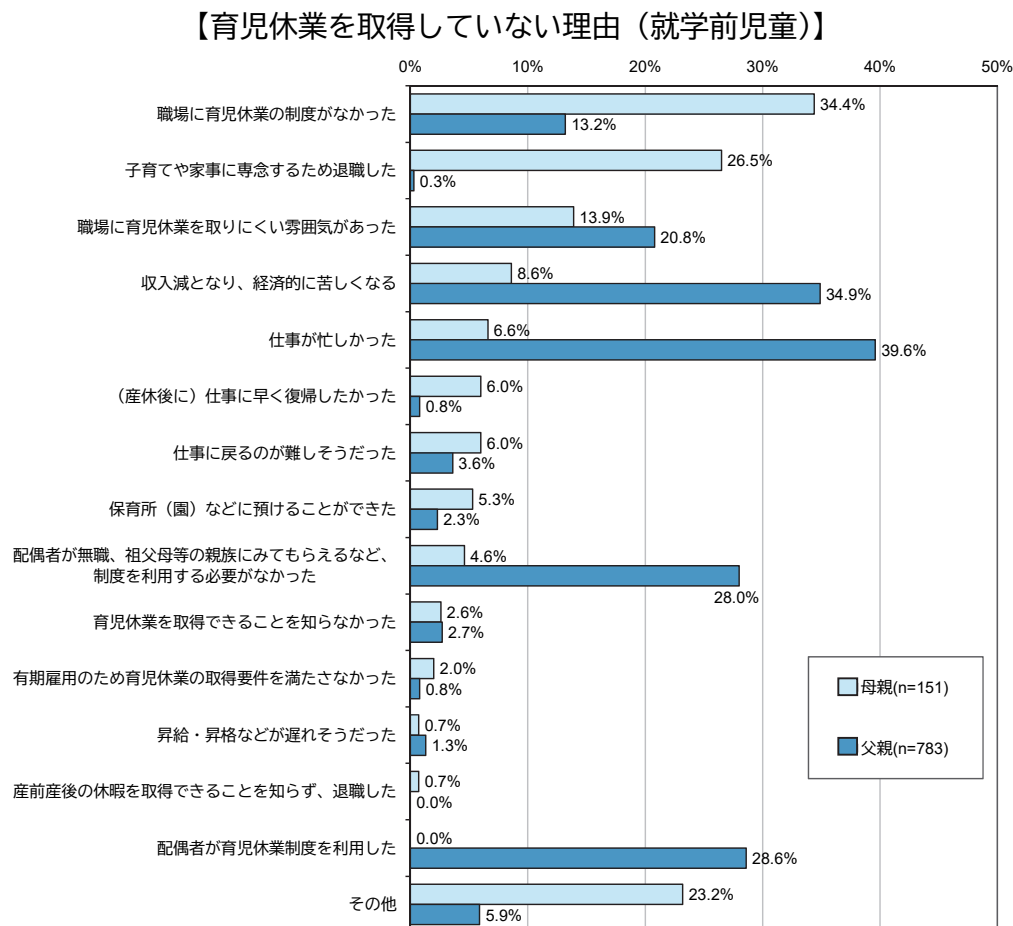
父親の場合は、「取得していない」が95.9%と最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が3.0%となっています。



### （2）育児休業を取得していない理由

育児休業を取得していない理由として、母親では「職場に育児休業の制度がなかった」が34.4%と最も多く、次いで「子育てや家事に専念するため退職した」26.5%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」13.3%の順となっています。

父親では、「仕事が忙しかった」39.6%で最も高く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」34.9%、「配偶者が育児休業制度を利用した」28.6%の順となっています。



## 第3章

### 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

本市では平成 27 年に、「奄美市次世代育成支援地域行動計画」の考え方を受け継いだ「奄美市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の施策を総合的に実施してきました。策定にあたっては、子ども・子育て支援法の基本理念にある「子育てについての第一義的責任は、父母その他の保護者が有するという基本的な認識」のもと、『子どもがいきいきと健やかに育つ心豊かなまちづくり』を基本理念として掲げました。

本計画は、国の定める基本指針を踏まえつつ、「子は地域（シマ）の宝」の考え方のもと、行政はもとより、家庭、学校、地域住民・事業所・関係団体が連携して、働きながら子育てのしやすい、地域全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりへの取組をより充実させるため、前計画の理念を引き継ぎ、本計画の基本理念とします。

### 基本理念

**子どもがいきいきと健やかに育つ心豊かなまちづくり**



## 2 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の6つの基本目標を設定して総合的に施策の展開を図ります。

### 基本目標1 質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の総合的な提供

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するため、保育施設、幼稚園、学校、家庭、地域が協力し、教育力の向上と子どもの「生きる力」を育てる教育環境づくりに取り組みます。

### 基本目標2 地域における子育て支援の充実

子どもの幸せを第一に考えて、全ての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守る様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

### 基本目標3 子どもの健やかな成長に向けた支援

保護者に対して、親になる準備期間の支援をはじめ、産前産後ケアの充実、心配ごとを気軽に相談できる体制の拡充等、それぞれのライフステージや節目において、不安を感じることなく子育てができるよう、各種母子保健事業を充実させるとともに、切れ目のない育ちへの支援体制を強化します。

### 基本目標4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

子育てをしながら働きやすい労働環境の整備や就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図り、働く全ての人々が、仕事上の責務を果たしながらも、家庭や地域生活などにおいて、ライフステージに応じた多様な生き方の選択や実現ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現を支援します。

### 基本目標5 支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実

子ども・子育て支援は、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものです。障がい、疾病、虐待、生活困窮等、家庭の状況その他の事情により社会的養護を必要とする子どもと子育て家庭に十分な対応が行えるよう、家庭的な養護、自立支援策の強化という観点も踏まえ、社会的養護体制の整備を進めます。

### 基本目標6 子どもと子育てにやさしい地域環境づくり

本市の全ての子どもが健やかに成長し、伸び伸びと安全に活動できるよう、住居、遊び場を含めた地域の生活環境などの整備を進めるとともに、地域一体となって事故や犯罪から子どもを守る環境づくりを推進します。

### 3 基本的な視点

計画推進に当たっての基本的な視点についても、前期計画との連続性、整合性を図るため、前期計画を継承し、以下のとおり定めます。

#### 基本的な視点1 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組を進めます。

#### 基本的な視点2 次代の親の育成の視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

#### 基本的な視点3 サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や住民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。

多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的に取組を進めます。

#### 基本的な視点4 社会全体による支援の視点

子育ての支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、奄美市はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であり、様々な担い手の協働の下に対策を進めます。

#### 基本的な視点5 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

「少子化社会対策大綱」においては、「結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組」と「地域・企業など社会全体の取組」を両輪として、きめ細かく対応することが基本的な考え方にあります。

このため、「子育て支援」の充実と「働き方改革」の一層の推進に努めます。

#### 基本的な視点6 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行うNPO、子育てサークル、子ども会、自治会をはじめとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、主任児童委員等の活動とともに、高齢者・障がい者等にサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな主婦、その他の地域人材も多く、加えて豊かな自然環境や伝統文化等もあります。こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

また、子どもや保護者が身近な場で気軽に相談ができる体制を整えるとともに、身近な地区において多様な地域資源が連携して適切な支援・見守りができるようネットワークの強化を図ります。

## 基本的な視点7 サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。

このため、子育て支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めます。

## 基本的な視点8 地域特性の視点

都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、子育て支援対策においては、本市の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要です。

## 4 施策体系図

基本理念	基本目標	施策の方向性
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">子どもがいよいよと健やかに育つ心豊かなまちづくり</p>	<p>1. 質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の総合的な提供</p>	<p>(1) 就学前環境の整備 (2) 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備</p>
	<p>2. 地域における子育て支援の充実</p>	<p>(1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 家庭や地域の教育・保育力の向上 (3) 子育て支援の情報提供・地域との連携</p>
	<p>3. 子どもの健やかな成長に向けた支援</p>	<p>(1) 子どもと母親の健康の確保 (2) 食育の推進 (3) 思春期保健対策の充実</p>
	<p>4. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進</p>	<p>(1) 子育てしやすい就労環境づくり (2) 仕事と子育ての両立の推進</p>
	<p>5. 支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実</p>	<p>(1) 児童虐待防止対策の強化 (2) 被害に遭った子どもの保護の推進 (3) ひとり親家庭等の支援の推進 (4) 障がい児施策の充実 (5) 子育て家庭の経済的負担軽減</p>
	<p>6. 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備</p>	<p>(1) 良質な居住環境の確保 (2) 安全・安心のまちづくりの推進 (3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進</p>



## 第4章 施策の展開

## 基本目標1 質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の総合的な提供

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。また、施設設備等の良質な環境の確保も必要です。

こうした教育・保育及び子育て支援の質の確保・向上のために、適切な評価を実施するとともに、その結果を踏まえた改善に努めます。

### (1) 就学前環境の整備

#### 【これまでの取組と今後の課題】

子ども・子育て支援制度では、地域における教育・保育や子育て支援のニーズを踏まえ、保護者の就労状況等に関わらず全ての子ども及び子育て家庭に質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を総合的に提供することが求められています。

就学前の子どもに関する教育・保育環境の整備については、地域型保育事業、公立幼稚園の3年保育（3歳児保育）及び預かり保育を新規に実施しました。

しかしながら、待機児童が依然として発生していることから引き続き教育・保育環境の整備に取り組む必要があります。

また、教育・保育施設の老朽化等が進んでいる住用地区及び笠利地区においては、地域のニーズに応じた教育・保育環境の整備に取り組む必要があります。

教育・保育施設においては、在園児の教育・保育に取り組んできましたが、今後は、地域の子育て支援の充実や新しい時代に応じた教育・保育等に対応するため、幼稚園教諭及び保育士などの資質向上に取り組む必要があります。

また、幼稚園教諭及び保育士が依然として不足しているため、人材の確保及び処遇改善に取り組む必要があります。

教育・保育施設においては、小学校以降の教育や生活につながることを踏まえた教育・保育を行っていますが、引き続き、小学校就学前までに必要な教育・保育の充実に取り組む必要があります。

【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
保育士や幼稚園教諭の確保及び資質向上	<p>関係機関との連携のもと、保護者のニーズや新しい時代に応じた教育等に対応できるよう職員の研修を実施します。</p> <p>保育士・教諭不足の問題に対応するため、保育士・幼稚園教諭(正職員)の確保及び処遇改善に取り組んでいきます。</p>	<p>福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課 学校教育課</p>
認可保育所・認定こども園の設置・運営	<p>認可保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、保護者の労働又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に保護者に代わり保育所での保育を実施します。</p> <p>また、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、就学前の子どもに対し、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。子育て相談や親子の交流の場も用意されていて、園に通ってなくても利用できます。</p> <p>希望する保育施設を利用できるよう、認定こども園等の整備に取り組んでいきます。</p> <p>また、教育・保育施設の老朽化等が進んでいる住用地区及び笠利地区においては、地域のニーズに応じた教育・保育環境の整備に取り組んでいきます。</p>	<p>福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課 教委総務課 学校教育課</p>
子ども・子育て会議の推進	<p>教育・保育施設におけるサービス向上に向けた取組を促進するため、子ども・子育て会議による専門的かつ客観的な立場からの評価をし、保護者ニーズに対応できる「施設の利用定員数の適正化」を図ります。</p>	<p>福祉政策課</p>
幼・保・小の連携推進	<p>幼稚園、保育所などの幼児教育から学校教育へのスムーズな接続を図るため、幼保小連絡会や研修会等を充実させていきます。</p>	<p>福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課 学校教育課</p>
受入児童の拡充	<p>保護者のニーズに対応するよう、施設の利用定員数の適正化を図り、待機児童の解消に努めます。</p>	<p>福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課 学校教育課</p>
認可保育所等の保育環境の整備	<p>保育環境の改善を図るため、認可保育所等の遊具(ブランコ、滑り台等)、保育備品(絵本、楽器等)の整備に努めます。</p>	<p>福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課 学校教育課</p>
地域型保育事業	<p>地域型保育事業は、少人数の単位で、0歳から2歳の子どもを保育する事業です。卒園児の受入先となる連携施設の確保等、地域型保育事業の充実に取り組んでいきます。</p>	<p>福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課</p>

(2) 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

【これまでの取組と今後の課題】

- 子どもたちの個性と可能性を重視し、現在、各学校において「生きる力」を育むための教育活動が推進されています。また、シマグチ・島唄・八月踊り・六調をはじめとした伝統文化の継承、奄美の自然や文化に誇りをもつ児童生徒の育成、情操教育の推進を図るなど、今後も継続して「生きる力」を育むための特色ある教育活動を推進していきます。

【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
地域が育む「かごしまの教育」県民週間の充実	この期間に各学校で行われている行事等に保護者や地域住民に参加をいただき、学校教育への理解を深める機会となっています。 今後も創意工夫しながら、魅力ある学校づくりのために取り組んでいきます。	学校教育課
「開かれた教育行政」「開かれた学校」づくりの推進	学校評議員制は、双方向での情報の交流がなされ、学校経営の充実に役立っており、継続して取り組みます。 学校便り等を通して、各学校における教育活動の紹介を継続的にを行い、情報発信に努力していきます。	学校教育課
小規模校入学特別認可制度の運用	自然豊かな小規模校ならではのよさを生かした学習機会の提供、小規模校の教育活動の活性化という点から特認校制度は有効であり、今後も引き続き取り組んでいきます。	学校教育課
各学校の特色を生かした教育活動の推進	奄美の自然・文化・伝統等につれ、郷土（地域）を知る視点から「特色ある教育活動」は有効であり、今後も活動を推進します。	学校教育課
環境教育の推進	奄美の豊かな自然環境を守るために、自然の有効活用や保護及び資源の再利用（リサイクル）などについての理解を深め、世界自然遺産登録に向けた環境教育の推進に努めます。	学校教育課
SOSの出し方教育の推進	「困ったり、悩んだりしたときに、1人で抱え込まず誰かに相談してもいい」ということを、市内の小・中学校において伝えていきます。	学校教育課 健康増進課



## 基本目標2 地域における子育て支援の充実

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが必要です。

地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会をつくり、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

### (1) 地域における子育てサービス

#### 【これまでの取組と今後の課題】

教育・保育施設で行われている教育・保育はもちろんのこと、就労形態や子どもの状況に応じた多様な子育て支援（放課後児童クラブ、病児・病後児保育、延長保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センター等）が求められています。

放課後児童クラブについては、保護者のニーズに対応するため、名瀬地区において1カ所、笠利地区において2ヶ所新設し、既存の放課後児童クラブにおいても定員の拡大を図るなど放課後児童クラブの整備に取り組みました。

今後も引き続き保護者のニーズに対応するため、放課後児童クラブの整備に取り組む必要があります。

病児・病後児保育については、名瀬地区において1カ所実施していますが、笠利地区及び住用地区の保護者のニーズに対応する必要があります。

一時預かりについては、保護者のニーズに対応するため、公立幼稚園において預かり保育事業を新規に実施するとともに、一時預かりの事業所を3カ所新設しました。

今後も引き続き保護者の多様なニーズに対応するため、一時預かりの充実に取り組む必要があります。

ファミリー・サポート・センターについては、1カ所新設しましたが、笠利地区及び住用地区における会員の確保に取り組む必要があります。

## 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	就労等の理由により保護者が昼間家庭に不在の小学校児童に、遊びや生活の場を与えることによって健全育成を図る事業です。保護者のニーズに対応するよう、放課後児童クラブの整備に努めます。また、放課後児童クラブの支援員等の処遇改善に取り組んでいきます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
病児・病後児保育	児童が病気により、集団保育の困難な期間、病院または保育所において一時的に預かる事業です。保護者のニーズも多いため、事業実施体制の確保に努めます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
一時預かり事業 (一般型・幼稚園型)	一時預かり(一般型)は、保護者の仕事の都合や通院のほか、自身の活動やリフレッシュなどをする場合に、保育所・認定こども園などで一時的に子どもを保育する事業です。 保護者のニーズに対応するため、一時預かり事業の充実に取り組んでいきます。 一時預かり事業(幼稚園型)は、幼稚園が、幼児教育に関する通常の教育課程に係る時間帯以外に幼稚園で保育を行う事業で、保護者のニーズに対応するため、一時預かり事業の充実に取り組んでいきます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課 学校教育課
地域子育て支援拠点事業	地域で子育てを支援する基盤の核として、子育て相談等の地域支援を行う事業です。今後も現状のサービスを継続するとともに、より住民のニーズに応えられるよう、新たな取組の検討を進め、より親子が集いやすい事業を行ないます。	福祉政策課
延長保育サービスの充実	保護者の就労形態の多様化に対応するために、通常の開所時間を超えて保育を行います。 保護者のニーズに対応するため、延長保育事業に引き続き取り組んでいきます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
利用者支援事業	妊娠期から、子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して子どもや保護者の身近な場所で、保育所等や子育て支援事業に関する情報提供を行うとともに、必要に応じ相談などを行う事業です。	福祉政策課 いきいき健康課
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。会員の確保等、ファミリー・サポート・センター事業の充実に取り組んでいきます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
子育て短期支援事業 (ショート・ステイ)	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において、必要な養育・保護を行う事業です。	福祉政策課
子育てにやさしいまちづくり	出産祝い金や子育て支援パスポート事業など、地域ぐるみで子どもの誕生、成長を喜び、子育てを見守る機運を高めることで、子どもや子育て家族が安心して笑顔で子育てができるまちづくりを推進します。 子育て世帯の負担感軽減を目的とした、交流の場づくりに取り組みます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課

## (2) 家庭や地域の教育・保育力の向上

### 【これまでの取組と今後の課題】

子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、地域の様々な資源を活用して、奄美市全体で子育てを支援していく仕組みづくりを図ります。

### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
「ふるさと教師」の積極的な活用	各学校で作成している人材バンクを参考にして、地域の人材を、授業や学校行事・スポーツ少年団・部活動等で積極的に活用し、より専門的な知識や技能を生かし、児童生徒の興味関心を高め、学校の活性化を図ります。	生涯学習課 地域教育課
ふるさと体験留学の実施	市街地の大規模校から郊外の小規模校へ児童を一定期間留学させ、児童の交流を通して「奄美の豊かな自然やふるさとの心、伝統文化」にふれると同時に、ふるさと奄美のよさを実感させ、小規模校の活性化を図っていきます。	学校教育課
指導者養成講座の充実	スポーツ・レクリエーション活動の一層の普及を図るため、スポーツ指導者及び指導者養成のための講座等を充実させる事業です。 指導者を統括し、各学校との架け橋になるコーディネーターを配置して、子どもたちの健全育成の基盤となる学校を支える体制づくりについて検討します。	スポーツ推進課 生涯学習課 地域教育課
家庭における読書活動の推進	「奄美市読書活動推進計画」をもとに各関係機関との連携により推進を図っていきます。また、あまみ子ども読書・新聞応援プロジェクトの推進を図ります。	生涯学習課 地域教育課
子育てサークル等への活動の支援	公民館や児童館、児童センター等において、絵本の読み聞かせ会など子育てサークルが活動する場所の提供を行っており、今後も継続して活動の支援を行っていきます。また各種サークル等の情報発信の方法を検討します。	福祉政策課
地域活動事業の充実	各保育所において地域の高齢者や中・高校生などを含めた地域住民との世代間交流を促進する取組を行っており、今後も継続して取り組みます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
子どもの個性に合った子育ての実施	子どもの個性にあった子育てを実施するための保護者支援（ペアレント・プログラム※）を実施し、子育て負担の軽減を図ります。 また、必要な方に確実に支援が届くよう、保育所や幼稚園など各施設で、ペアレント・プログラムを活用した保護者支援が実施できる体制づくりなど支援のあり方を検討します。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課 健康増進課

※ ペアレント・プログラム：保護者が子育てを困難に感じたり、子どもの発達が気になった段階での、最初のステップとして開発された子育てを学ぶプログラム

### (3) 子育て支援の情報提供・地域との連携

#### 【これまでの取組と今後の課題】

官民連携による子育て応援情報発信を目的として、平成 29 年度に「奄美市のまーじん子育て応援団 Web サイト」を開設しました。

子育て世帯の多様化するニーズに応えるために、必要とする世帯に、確実に、情報を届けることが必要です。効果的な情報提供の方法について検討を重ね、改善していきます。

母子保健推進員に加えて、平成 27 年度から、はぐくみ育ち見守り隊による妊産婦や乳幼児をもつ保護者に声かけや訪問を行い、妊娠期からの地域での見守り体制の充実に努めています。人数が不足しており、担当のいない地区もあります。

核家族化の進行や隣近所との結びつきの希薄化などにより、子育てに関する相談ができず、保護者が育児不安や孤立感に悩まされ、自信を失っていくケースもあることから、今後も地域での見守り体制の充実に努め、気軽に相談できる環境を整えることが必要です。

#### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
家庭教育に関する学習機会の充実	家庭教育に関する 4 つの運動「早寝・早起き・朝ごはん運動」「家庭学習 60・90 運動」「ともに親しむ読書運動」「島唄・島口・美ら島運動」の推進を図ります。小学校・中学校及び幼稚園の P T A 保護者会に対して家庭教育学級開催を推進しています。	生涯学習課 地域教育課
母子保健推進員、はぐくみ育ち見守り隊活動	地域の中で、妊産婦や乳幼児をもつ保護者の身近な相談相手として、声かけや赤ちゃん訪問を行い、母親と行政の橋渡しをしています。人数が不足しており、担当のいない地区もあります。また、地域のつながりが薄い市街地においては、活動が広がりにくいため、取組の仕方についても工夫していきます。	健康増進課
民生委員・児童委員活動	地域の中で、身近な相談相手として、母親等と行政の橋渡しをしています。 幼児期から思春期まで成長を見守りながら、身近な相談相手として活動を継続していきます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課 健康増進課
官民連携による子育て応援情報発信	「奄美市のまーじん子育て応援団 web サイト」を中心とした官民連携による子育て応援情報を発信していきます。 必要とする世帯に、確実に、情報を届けるために、子育てガイドブック、SNS 等を活用した子育て当事者による口コミ情報、情報の一元化など、効果的な情報提供の方法について、検討を重ね、改善していきます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課

## 基本目標3 子どもの健やかな成長に向けた支援

子どもを安心して生み育てられるよう、妊娠、出産からの子育てを通じた切れ目のない支援を行うため、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級、予防接種等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

特に、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ることが重要です。

また、こうした乳幼児健診等の場を通じて、子どもの事故の予防のための啓発等の取組を進めます。

### (1) 子どもと母親の健康の確保

#### 【これまでの取組と今後の課題】

本市では、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援につなげています。母子健康手帳発行時に妊婦健康診査の受診勧奨を行い、乳幼児健診や各種教室では子どもの成長発達、健やかな心身の発育発達の育むために相談を受けたり必要な支援につなげています。今後も健やかな妊娠・出産・子育てを推進し、支援するために健診・相談・教室などの事業を行います。

#### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
子育て世代包括支援センターの設置	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供しています。妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、問題が顕在化・重篤化する前の予防的視点を持ち、関係機関との連携を強化することで児童虐待の予防・早期発見に努めていきます。	健康増進課
妊婦健康診査	母子健康手帳の交付を行い、安全安心なお産に臨むため、保健指導を行っています。また、妊婦健康診査の普及・徹底を図るため、早期の妊娠届出を促進し、異常の早期発見や早期対応・疾病の予防ができるよう制度の周知を行っています。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
産前・産後サポート事業	安心して妊娠期を過ごし育児に臨めるように、マタニティカフェや初めてのママクラス、じいじばあばおじおばのための子育て応援講座を実施しています。妊娠・出産・子育てに関する情報の提供や相談支援を行いながら、妊産婦同士の交流の場を設け、孤立感の解消へつなげられるよう支援していきます。	健康増進課
産後ケア事業	出産後早期から育児支援を必要とする母子について、心身のケアや育児支援その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援として産後ケア事業（訪問型・宿泊型）を行っています。産後の不安を軽減することで、安心して子育てができるよう支援していきます。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
新生児訪問事業	助産師・保健師が新生児のいる家庭を訪問します。児の成長発達の確認、母親の心身のケア、育児相談などを通して安心して子育てができるよう支援していきます。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課

主な取組	取組の内容	担当課
新生児聴覚検査	聴覚障害の早期発見・早期療育を目的として、新生児聴覚検査を行います。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
産婦健康診査	出産後の産婦に対する健康検査を行い、不安を持つ母親に対する支援を強化すると共に産後うつ予防や新生児の虐待予防に繋げて行きます。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
乳児家庭全戸訪問事業	母子保健推進員・保健師等が生後2～4か月の家庭を訪問し、乳幼児健診や子育て情報の紹介を行うとともに子育て状況の聞き取りや養育状況の確認を行い、虐待を未然に防ぐ取組を行っています。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
養育支援訪問事業	妊産婦期からのかかわりの中で養育支援が必要と把握した家庭に保健師、助産師の専門的支援を行い、育児・家事支援が必要な家庭に対して、家庭訪問型支援員または訪問介護事業所が居宅を訪問し、適切な養育を確保し、虐待を未然に防ぐ取組を行っています。	健康増進課 福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
乳幼児健診	乳幼児を対象に、発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図るために実施しています。 受診率の向上に努めるとともに、未受診児や要フォロー児の対応について関係機関と連携を取りながら強化に努めていきます。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
母子健康相談	保健センターにおいて、育児相談や子育ての正しい情報(子どもの生活習慣や触れ合うことの大切さ、メディアとの付き合い方について等)を提供します。 今後も、気軽に相談できるよう配慮しながら、多様化する不安に対応し、保護者が子育てを楽しめるよう、関係機関と協力しながら支援していきます。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
ブックスタート事業の実施	全ての赤ちゃんと保護者に絵本を手渡し、その絵本を介して暖かなぬくもりの中でやさしく語りかけることの大切さを知るきっかけづくりと、心やすらぐ楽しい子育ての時間を持ってもらうことにより、子育てを支援することを目的に実施します。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
子育てフォロー教室	健診や相談において発達に支援が必要な幼児と保護者を対象に遊びの教室を開催しています。フォローが必要なことを保護者が受け入れられず、なかなか参加に結び付かないケースもあることから、子育ての困難さについて保護者と一緒に考え、参加しやすく、継続して参加できる教室づくりに努めていきます。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
子育て講演会	子育てに関することをテーマに、講師を依頼し、講演会を開催しており、今後も子育てに関する講演会を実施し充実させていきます。	健康増進課
やちやぼう発達相談	市内認可保育所・市立幼稚園を訪問して、保護者からの発育発達について相談を受けています。 子どもとのかかわり等についても保護者・保育士と一緒に考え、より良い支援につなげていきます。	健康増進課
子どもの個性に合った子育ての実施 【再掲】	子どもの個性にあった子育てを実施するための保護者支援(ペアレント・プログラム)を実施し、子育て負担の軽減を図ります。 また、必要な方に確実に支援が届くよう、保育所や幼稚園など各施設で、ペアレント・プログラムを活用した保護者支援が実施できる体制づくりなど支援のあり方を検討します。	健康増進課 福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課

## (2) 食育の推進

### 【これまでの取組と今後の課題】

幼児期や児童期は「食」に興味・関心の高い、食育において重要な時期です。その時期の子どもたちや保護者を対象に、離乳食教室や子どもクッキング、母子相談における栄養相談、出前講座等を行いました。しかし、栄養バランスの偏りや3歳児・小学生における朝食欠食率の増加など食に関する課題は多くあります。子どもたちが健全な食生活を実践できるように、今後も、各ライフステージに合わせた栄養相談・栄養教育を行い、正しい知識を普及し「食」の大切さを伝えます。また、食育は幅広い分野に関わるため、家庭・関係機関が連携・協力をしながら食育の推進に取り組んでいく必要があります。

小・中学校におきましては、給食センター所属の栄養教諭が全小・中学校を訪問し、食に関する指導を行っています。朝食欠食などの課題もありますが、少しずつ改善されつつあります。

### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
食に関する指導の推進	毎日の給食が「生きた教材」になるよう、栄養バランスのとれた食事や旬の食材を取り入れた献立作成に努めます。また、食に関する指導の年間計画を作成し、各学校で計画的に授業を行います。	学校教育課
栄養相談・栄養教育	発達段階に応じた離乳食を進めていけることを目的とした離乳食教室や、食に興味を持ち自分で簡単な料理を作ることができることを目的とした子どもクッキング等を実施しています。また、出前講座等を通して、保護者に対し、子どもの食の大切さを伝えていきます。今後も、各ライフステージに合わせた栄養相談・栄養教育を行い、正しい知識の普及と「食」の大切さを伝えていきます。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
教育・保育施設における食育の推進	教育・保育施設において、保育教育の一環として、食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と良い食習慣の形成を今後も推進していきます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課 学校教育課 学校給食センター
奄美の食材の積極的な活用	毎月19日を「まんでい奄美の日」とし、奄美の地場産物や郷土料理を積極的に献立に取り入れ、今後も関係機関との情報交換を行っていきます。	学校教育課 福祉政策課

### (3) 思春期保健対策の充実

#### 【これまでの取組と今後の課題】

小中学校や高校での各種教育(出前講座)を行いました。生活習慣病について親子で考える機会を持ったり、各学校の健康課題を把握した上で命の大切さ、自分・相手を思いやる気持ち、自分の将来設計などを伝えています。今後も思春期における心の問題や健康課題に対応するため、各機関と連携して取り組んでいきます。

小・中学校におきましては、薬剤師や警察の協力のもと薬物乱用防止教室を開催し、そのリスクなどについての授業を行っています。また、外部講師を招聘し性に関する指導を行うとともに、命の大切さについて理解・啓発を図っています。

#### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
思春期保健対策の充実	喫煙・薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題のケアなどの健康課題に対応するため、保健講話などを実施し、学校・家庭・地域の関係機関との連携した取組の充実に努めます。	学校教育課 健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課
相談活動の運営と協力	教育相談室や保健室の機能を有効に活用し、心に寄り添う教育相談活動に努め、今後も事業を継続実施していきます。	学校教育課



## 基本目標4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

現在の少子化の背景には、働き方を巡る様々な課題があります。共働き世帯が増加しているにもかかわらず、働き方の選択肢が十分に整っていないことで、女性にとって未だに就労と出産・子育てが二者択一となっている状況が存在しています。

また、育児・介護休業制度はあるものの、実際に育児休業を取得する父親は少ないのが現状です。

このような状況のもと、男女がともに子育てを担い、職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を地域の実情に応じて、事業所・地域全体で推進していくことが求められています。

### （1）子育てしやすい就労環境づくり

#### 【これまでの取組と今後の課題】

本市では、これまで、家庭や職業生活等において男女が同等に扱われるように啓発・研修を行ってきました。さらに、本市の現状把握のため、市民アンケートを行ったところ、職場における問題として、働く男性が育児・介護休業を取得しやすい職場へと改善を求める声と、男性の家事・育児参加を促すため、長時間労働の是正を行い、男女がともに働きやすく子育てしやすい環境をつくること求められているところです。

#### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスについての啓発	事業所及び従業員双方に効果をもたらすワーク・ライフ・バランスについて啓発を行い、長時間労働の抑制、多様な働き方を認め合う働きやすい職場環境づくりの推進を働きかけます。	市民協働推進課 商工情報課
男性の育児休業取得の推進	男性の育児休業取得を推進するため、今後も、事業所及び従業員に対して啓発を行い、育児休業制度の普及・定着を図ります。	市民協働推進課 商工情報課
男性の家事参加促進のための啓発	従来女性の役割と捉えられがちであった家事・育児・介護等に男性が積極的に参加するよう啓発に努め、男女が共に責任を果たす家庭づくりを提唱します。	市民協働推進課
奄美市男女共同参画基本計画の啓発	「奄美市男女共同参画基本計画」に基づき、男女の不平等の是正に向けた取組を推進していきます。	市民協働推進課

## (2) 仕事と子育ての両立の推進

### 【これまでの取組と今後の課題】

本市では、共働き世帯がおよそ半数を占める中で、これまで男女ともに仕事と子育ての両立できるよう、啓発・研修を行ってきました。さらに、現状を把握するため、市民アンケートを行ったところ、女性が出産・育児で離職することなく、働き続けていくために、子どもを預けられる環境の整備と、男性の家事育児への参画意識の改革、職場における育児・介護との両立支援のための制度整備が必要との声が多くあげられています。今後は、ひとり親家庭におけるニーズ等も踏まえ、就労形態の多様化に対応できるよう、保育サービスの拡充と、職場側の理解と協力体制が求められています。

### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
働く時間の見直し	働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が設けられることの周知を図るとともに生産性が向上する取組について積極的に支援を行います。	商工情報課
育児休業取得の推進	育児休業取得を推進するため、事業所及び従業員に対して啓発を行います。	市民協働推進課 商工情報課
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)【再掲】	就労等の理由により保護者が昼間家庭に不在の小学校児童に、遊びや生活の場を与えることによって健全育成を図る事業です。保護者のニーズに対応するよう、放課後児童クラブの整備に努めます。また、放課後児童クラブの支援員等の処遇改善に取り組んでいきます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
病児・病後児保育 【再掲】	児童が病気により、集団保育の困難な期間、病院または保育所において一時的に預かる事業です。保護者のニーズも多いため、事業実施体制の確保に努めます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
一時預かり事業 (一般型・幼稚園型) 【再掲】	一時預かり(一般型)は、保護者の仕事の都合や通院のほか、自身の活動やリフレッシュなどをする場合に、保育所・認定こども園などで一時的に子どもを保育する事業です。 保護者のニーズに対応するため、一時預かり事業の充実に取り組んでいきます。 一時預かり事業(幼稚園型)は、幼稚園が、幼児教育に関する通常の教育課程に係る時間帯以外に幼稚園で保育を行う事業で、保護者のニーズに対応するため、一時預かり事業の充実に取り組んでいきます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課 学校教育課
延長保育サービスの充実【再掲】	保護者の就労形態の多様化に対応するために、通常の開所時間を超えて保育を行います。 保護者のニーズに対応するため、延長保育事業に引き続き取り組んでいきます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課

## 基本目標5 支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実

様々な事情により支援の必要性が高い全ての子どもに対して、家族はもとより、地域や行政を含む全ての人や機関が手を差し伸べ支えることが大切です。

本市では、育ちに支援が必要な子どもとその家族に対して、児童福祉法に基づく各種サービスを行っている施設・事業所や、子育て世代包括支援センターを始めとした各種相談窓口を開設しています。

ニーズ調査（就学前児童保護者）では、子育てをする上での心配事や悩み事について「子どもの発達・発育（療育に関すること）」は31.5%になっており、今後のさらなる支援体制の充実が求められています。

また、近年大きな社会問題となっている児童虐待の未然防止・早期対応のための取組、ひとり親に対する自立に向けたサポート、障がいまたはその疑いがある子どもについては、早期相談・早期療育が可能となるように、あらゆる機会に支援につながるができるように、関係機関が連携していく必要があります。

### （1）児童虐待防止対策の強化

#### 【これまでの取組と今後の課題】

子どもへの虐待は保護者側の要因や家族関係、子どもの特性や育てにくさ等もありますが、個別ケース検討会議等により情報の共有を行い養育支援が必要な家庭に保健師、助産師等の専門的支援や、家庭訪問型支援員や訪問介護事業所等による家事・育児支援を行っています。

#### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
要保護児童対策地域協議会	「要保護児童対策地域協議会」が整備され、児童虐待問題に関する各関係機関から円滑な情報提供と迅速な対応が図られるようになりました。要保護・要支援児童若しくは特定妊婦へ適切に対応するため福祉、保健、医療、教育、司法など関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し早期対応を図ります。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
家庭児童相談の充実	家庭相談員、婦人相談員を配置し、家庭における問題の解決を図るため、専門機関とも連携を図り支援が途切れることのないよう対応に努めます。	福祉政策課
養育支援訪問事業【再掲】	乳児家庭全戸訪問事業等で養育支援が必要と把握した家庭に保健師、助産師の専門的支援を行い、育児・家事支援が必要な家庭に対して、家庭訪問型支援員または訪問介護事業所が居宅を訪問し、適切な養育を確保し、虐待を未然に防ぐ取組を行っています。	健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課

## (2) 被害に遭った子どもの保護の推進

### 【これまでの取組と今後の課題】

いじめ、虐待、犯罪等で被害を受けた子どものケアとして、個別ケース検討会議等により支援方針を検討し、スクールカウンセラー・障がい者等基幹相談支援センターぴあリンク奄美・医療機関への受診を勧める等関係機関が連携して対応しています。

### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
教育相談の充実	スクールカウンセラーや適応指導教室相談員、スクールソーシャルワーカーを中心に教育相談等の対応を行っています。今後も学校や関係機関と連携を図りながら、心に寄り添った教育相談を推進していきます。	学校教育課

### (3) ひとり親家庭等の支援の推進

#### 【これまでの取組と今後の課題】

ひとり親家庭の割合が増加している中で、子どもの健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開に加え、自立に向けた就業支援を効果的に行う必要があります。

ひとり親家庭の親の就業に向けた資格取得を支援するため、母子家庭等自立支援給付金事業を活用し、職業能力向上のための訓練や求職活動の相談等について、公共職業安定所等と連携し、効果的に行う体制の充実に努めています。

平成31年度より、母子家庭等自立支援給付金等を拡充しました。

また、母子(父子)(寡婦)福祉団体の自主的な活動を支援するとともに、育児・家事等の家庭機能を援護し、安定した生活を維持できるよう支援しています。

ひとり親家庭への支援については、母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付事業やひとり親家庭等日常生活支援事業等、県の施策を活用することや県との連携でより一層の支援の充実に努めることが必要です。

#### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
生活援助対策事業の推進	ひとり親家庭に対して、安定した日常生活を送ることができるよう、児童扶養手当や医療費助成等の支援を実施します。また、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金等により、ひとり親の自立の促進を図ります。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
母子生活支援施設入所	保護の必要が認められる(自立が困難等)母子家庭または母子家庭に準じる家庭に対して入所の支援を行っています。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
相談体制の充実や情報提供	ひとり親家庭に対する相談体制の充実や、施策・取組についての情報提供を行います。 家庭児童相談室に2名の相談員を配置しており、今後も相談体制の充実や、施策・取組についての情報提供を強化していきます。	福祉政策課
保育所への優先入所等	ひとり親世帯等の家庭環境を考慮し優先的な入所を実施しています。	福祉政策課 いきいき健康課

#### (4) 障がい児施策の充実

##### 【これまでの取組と今後の課題】

障がいのある子どもが地域の中で健やかに育つために、障がいのない子どもと共に成長できるように配慮するとともに、親子の意向を尊重し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育、教育に努めます。

本市では、奄美地区地域自立支援協議会内に子ども部会を設置し、教育・保育・福祉の連携・協議の機会を増やすことで、切れ目のない支援体制の構築を図りました。

切れ目のない支援体制の具体策としてリレーファイルの活用がありますが、円滑な利用の仕方が今後の課題となります。

##### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
奄美地区地域自立支援協議会子ども部会	奄美地区地域自立支援協議会を中心に、障がいのある子どもができるだけ早い段階で適切な支援を受けられるよう、関係機関との情報の共有化や相談支援事業所との連携を図りながら、障害受容、療育を経て就学・就労に至るまでの一貫した療育システムの構築を目指します。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
保育所や放課後児童健全育成事業における障がい児の受入	子どもの状況に応じた保育・教育を実施する観点から、保護者との相互理解や専門機関からの助言等を得ながら、支援のための計画を個別に作成し、ライフステージごとの情報の共有を図り、長期的な視点からフォロー体制を強化していきます。「放課後等デイサービス」の利用拡充を図ります。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
相談支援体制の充実	一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、大島児童相談所、チャレンジサポート奄美等の相談機関に繋ぐなど適切な保育・教育的支援が実現するように、ワンストップ窓口の整備を検討します。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課 学校教育課
学校施設の整備等	障がいの内容に応じ、手すりやシャワー、スロープの設置や、聴覚障がい児へのFM補聴器等備品の整備を行い、充実した教育環境の整備に努めます。	教委総務課 学校教育課 地域教育課
障がい児保育	幼稚園・保育所においては、児童発達支援センター（のぞみ園）、大島養護学校及び小学校等と連携をとりながら、子どもの心身の発達が促進されるよう取り組んでいます。 また、平成22年度から集団保育が可能な障がい児（軽度を含む）を受け入れている私立保育所に対して、保育士を加配するための障害児保育事業を実施し、障がい児の受入促進と処遇の向上を図っており、今後も受け入れ態勢の充実を図ります。	福祉政策課 いきいき健康課 学校教育課

主な取組	取組の内容	担当課
乳幼児健診【再掲】	<p>乳幼児を対象に、発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図るために実施しています。</p> <p>受診率の向上に努めるとともに、未受診児や要フォロー児の対応について関係機関と連携を取りながら強化に努めていきます。</p>	<p>健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課</p>
子育てフォロー教室【再掲】	<p>健診や相談において発達に支援が必要な幼児と保護者を対象に遊びの教室を開催しています。フォローが必要なことを保護者が受け入れられず、なかなか参加に結び付かないケースもあることから、子育ての困難さについて保護者と一緒に考え、参加しやすく、継続して参加できる教室づくりに努めていきます。</p>	<p>健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課</p>
児童発達支援センターとの連携による早期療育の実施	<p>早期発見、早期発達支援が重要とされる発達障害について、児童発達支援センター（のぞみ園）と妊婦健診や乳幼児健診等の情報を共有・連携し、早期療育の実施に努めます。</p>	<p>福祉政策課 いきいき健康課 学校教育課</p>
発達障害支援対策に向けたスタッフの資質向上	<p>自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等の発達障害を含む障がい児については、障がいの特性に応じて、その子どもの可能性を最大限に伸ばし、社会参加するために必要な力を養うため、専門家等の協力も得ながら、幼稚園教諭・保育士等の資質向上に向けた講習会等の支援を行います。</p>	<p>福祉政策課 いきいき健康課 学校教育課</p>
特別支援教育の充実及び関係機関との連携	<p>各学校における特別支援教育の充実を図り、障がいがある子どもたちへの手厚い支援に努めます。また、移行支援シート等の活用により、各学校種間及び関係機関との縦横連携を深めます。</p>	<p>福祉政策課 学校教育課</p>
集団教育・保育が困難な子どもに対する支援	<p>幼稚園や保育所での集団教育・保育等による対応が困難な児童のケースについては児童発達支援センターでの療育や訪問看護等を行い、連携を取りながら支援していきます。</p>	<p>健康増進課 市民福祉課 いきいき健康課</p>

## (5) 子育て家庭の経済的負担軽減

### 【これまでの取組と今後の課題】

本市において、子ども医療の対象とする児童を平成 28 年度に小学校卒業、平成 30 年度から中学校卒業まで拡充し、また平成 30 年 10 月から非課税世帯の未就学児童を対象に医療費の現物給付を実施しました。

また、令和元年 10 月から、幼児教育・保育料の無償化を実施しております。

今後も子ども一人ひとりが、家庭の経済的な状況にかかわらず、将来の自立に向けていきいきと学び、のびのびと成長していくための環境を整えます。

### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
保育料の軽減	幼児教育・保育無償化の実施により 3 歳以上児の保育料の無償化が実現しましたが、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、3 歳未満児の保育料の軽減に取り組んでいきます。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課 学校教育課
児童手当	家庭における生活の安定と、児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、児童を養育している保護者に児童手当を支給します。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
子ども医療費助成 ひとり親家庭医療費助成	子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持・増進及び子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、子どもの保険診療による一部を助成します。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課
子育てにやさしいまちづくり【再掲】	出産祝い金や子育て支援パスポート事業など、地域ぐるみで子どもの誕生、成長を喜び、子育てを見守る機運を高めることで、子育てにやさしいまちづくりを進めていきます。 子育てに対する負担感軽減を目的として、子育ての当事者同士または、世代を超えた交流を促す取組を継続して行います。	福祉政策課 市民福祉課 いきいき健康課



## 基本目標6 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

子どもを安心して生み育てるための住環境、道路・交通環境等の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止の取組を進めます。

### (1) 良質な居住環境の確保

#### 【これまでの取組と今後の課題】

本市では、これまで「奄美市公園施設長寿命化計画」に基づき市内にある46ヶ所の都市公園の遊具の入れ替え及び敷地整備等の改善を図ってきました。

また、地域のニーズに対応した世帯向け住宅を新規に整備し、子育て世帯の支援を図っております。

今後も、親子がともに楽しく安心して使いやすい公園施設を目指し、安全性や利便性の向上に努めると共に、子育て世代を含め、多様なニーズに対応した誰もが安心して暮らせる居住環境整備を進めていきます。

#### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
居住環境の確保	今後も、地域の実情を踏まえ子育て支援に配慮した公営住宅の整備を行うとともに、奄美市総合計画に基づき、居住建物を含めた総合的なまちづくりに取り組めます。	建築住宅課等
公園の環境整備	子どもの安全な遊び場を確保するために、適正な維持管理を行うとともに、計画的な施設の更新を図っています。	都市整備課等
子育て・保健・福祉複合施設整備・運営	中心市街地に「子育て支援」「生涯を通じた健康づくり・生きがいづくり」「多世代交流」を通して、少子高齢化を取り巻く課題解決を行う拠点となる子育て・保健・福祉複合施設を整備します。	福祉政策課 健康増進課 高齢者福祉課

## (2) 安全・安心のまちづくりの推進

### 【これまでの取組と今後の課題】

子どもが犠牲になる交通事故が全国的に発生している現状を踏まえ、子どもが交通事故の被害に遭わないように、保育所・幼稚園・小中学校や地域での啓発活動は引き続き重要となってきます。

また、通学路の安全対策についても、関係機関で連携した合同点検を定期的を実施し、安全環境の整備や、地域ぐるみで子どもたちを見守るための対策が継続的に必要となります。

### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
生活道路での安全確保	通学路や生活道路での安全確保のため、警察署と連携し、交通安全施設の整備や車両の進入抑制・速度抑制を図ります。	土木課
交通事故防止対策	道路管理者が設置する道路照明灯のほか、街灯設置及び維持補助金交付要綱により、防犯灯、街灯等を設置して、夜間における犯罪の防止、通行の安全を図ります。また、見通しの悪い交差点にカーブミラーを設置し、交通事故防止を図ります。	土木課 市民協働推進課
公共施設等のバリアフリー化の促進	公共施設等において、スロープの設置や段差の解消等のバリアフリー化や危険防止のための手すりの設置、子育て世帯が安心して利用できるトイレ等の整備を要望していきます。	福祉政策課
交通安全教室	子どもたちを交通事故から守るため、小学1年生全員を対象に各学校を巡回し、交通安全教室を実施するとともに、幼稚園・保育所・小学校・中学校等の要望に応じて交通安全教室を実施します。	市民協働推進課
通学路安全点検	継続的な通学路の安全を確保するために、関係機関で通学路合同点検を実施し、安全環境の整備や具体的な対策を行います。	学校教育課 土木課 市民協働推進課

### (3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

#### 【これまでの取組と今後の課題】

子どもが被害者になった刑法犯の認知件数は、近年上昇傾向にあり、また、SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）を介した犯罪が増加する等、社会の変化に伴い犯罪も多様化しています。

子どもたちを犯罪の被害から守るために、警察等の関係機関と連携しながら、家庭・学校・地域での見守り活動や啓発活動を更に強化する取組が必要です。

#### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
防犯体制の充実	安全で安心なまちづくりのため、警察署をはじめとする関係団体・機関と連携し、暴力排除・防犯活動を推進します	市民協働推進課 学校教育課 生涯学習課
防犯に関する普及啓発活動の実施	安全・安心なまちづくりのため、住民との協働により防犯に関する普及啓発活動を行います。	市民協働推進課
保護者・地域との連携による防犯活動の推進	保護者や地域の住民・学校・警察等が連携し「学校付近のパトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進します。奄美市青少年育成市民会議を開催するとともに、「愛の声かけ運動」「交通マナーアップキャンペーン」を実施し、関係機関との連携を図ります。	市民協働推進課 生涯学習課

#### (4) 子どもを取巻く有害環境対策の推進

##### 【これまでの取組と今後の課題】

パソコンや携帯電話の急速な普及により、インターネットの掲示板やSNSの利用によるいじめやトラブルなど、大人から見えにくい形での新たな有害環境課題が発生しています。

また、子どもたちの身近な場所において、性や暴力等に関する情報が容易に入手できる環境にあり、子どもに対する悪影響が懸念されています。

インターネット上の有害情報やいじめから子どもたちを守るため、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングソフト・サービスなどの普及に努めるとともに、地域や学校、家庭における情報モラル教育の推進に取り組み、子どもにとって良好な環境づくりを目指します。

##### 【具体的施策の取組】

主な取組	取組の内容	担当課
青少年育成推進活動の充実	各学校・地域単位で青少年健全育成推進員を配置し、関係機関との連携を図りながら、非行型不登校少年への対応を行います。	生涯学習課 学校教育課
少年愛護センター業務の充実	少年の健全育成に関係ある各機関及び団体との連携協調を図り、指導活動を効果的に推進して少年非行の防止に努めます。また、毎月第3金曜日を基準に各関係機関の方々が参加し実施している市街地の補導の充実に努めます。	生涯学習課 学校教育課

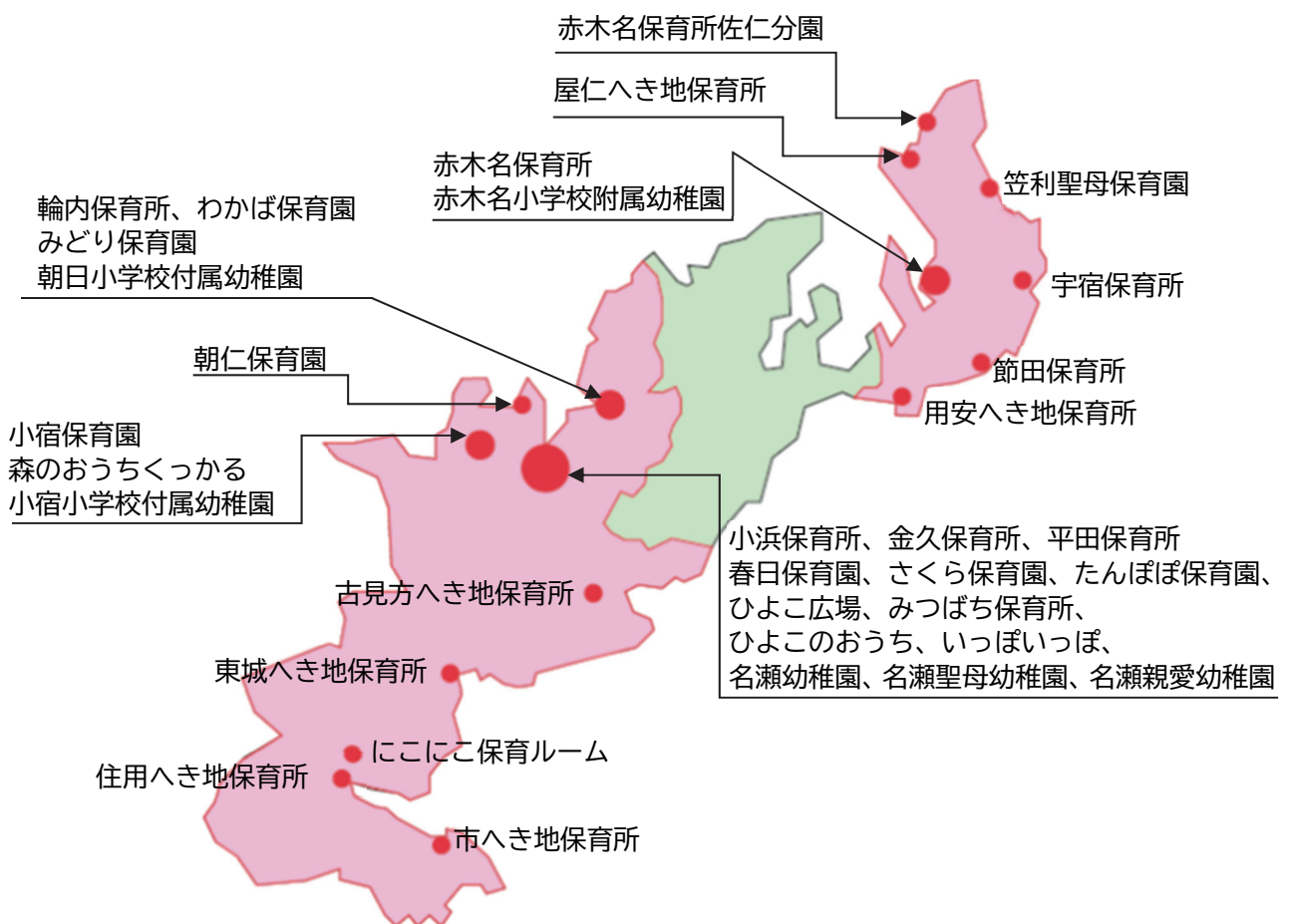
## 第5章 事業計画

## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、市町村において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられており、この「教育・保育提供区域」に基づき、同事業計画に「量の見込み」及び「確保方策」を記載するとともに、地域型保育事業の認可の際の需給調整を判断することとされています。

「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」を通じた共通の区域として、「奄美市全域の1区域」と設定します。

但し、各事業の確保・方向性にあたっては、名瀬地区・住用地区・笠利地区の人口や施設整備状況を踏まえて設定します。



## 2 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

### (1) 教育・保育の認定区分

市は、教育・保育の利用状況及びアンケート調査等により把握する利用希望を踏まえ、適切な量の教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況等を考慮し、認定区分ごとに教育・保育の量の見込みを定めます。

また、令和元年10月1日から開始された「幼児教育・保育無償化」に関わる制度改正（子ども・子育て支援法及び関係する法令の改正）により、これまでの「子どものための教育・保育給付」（幼稚園や保育園の利用に関するもの）に加えて「子育てのための施設等利用給付」（教育・保育給付の対象でない施設等における利用料の無償化に関するもの）が新たに創設されました。

この改正に伴い、支給認定に関してもこれまでの「子どものための教育・保育給付認定」に加えて、「子育てのための施設等利用給付認定」が新たに創設されました。

#### 【教育・保育の認定区分】

1号認定	3～5歳幼児期の学校教育 (子ども・子育て支援法第19条1項1号に該当：教育標準時間認定)
2号認定	3～5歳保育の必要あり (子ども・子育て支援法第19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定)
3号認定	0～2歳保育の必要あり (子ども・子育て支援法第19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定)

#### 【子育てのための施設等利用給付認定区分】

新1号認定	3～5歳幼児期の学校教育 (子ども・子育て支援法第30条の4第1号に該当：教育標準時間認定)
新2号認定	3～5歳保育の必要あり (子ども・子育て支援法第30条の4第2号に該当：満3歳以上・保育認定) ※満3歳入園児は新3号認定
新3号認定	0～2歳保育の必要あり (子ども・子育て支援法第30条の4第3号に該当：満3歳未満・保育認定)

## (2) 児童人口推計

### ①奄美市全体

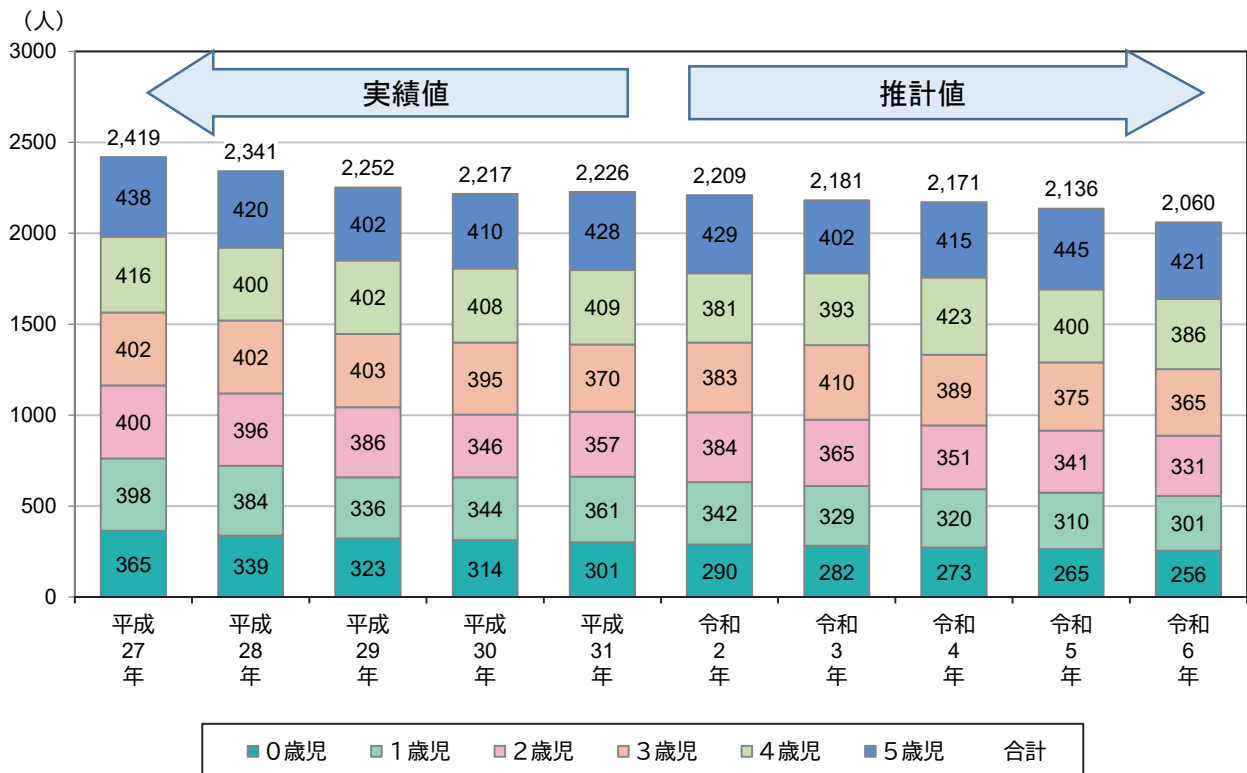
就学前児童人口を住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

本市の児童人口は年々減少することが予想され、計画期間最終年度の令和6年には2,060人になると推計されます。

奄美市の年齢別・年度別実績及び推計児童数（令和2年以降は推計値）

単位：人

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	365	339	323	314	301	290	282	273	265	256
1歳児	398	384	336	344	361	342	329	320	310	301
2歳児	400	396	386	346	357	384	365	351	341	331
3歳児	402	402	403	395	370	383	410	389	375	365
4歳児	416	400	402	408	409	381	393	423	400	386
5歳児	438	420	402	410	428	429	402	415	445	421
合計	2,419	2,341	2,252	2,217	2,226	2,209	2,181	2,171	2,136	2,060



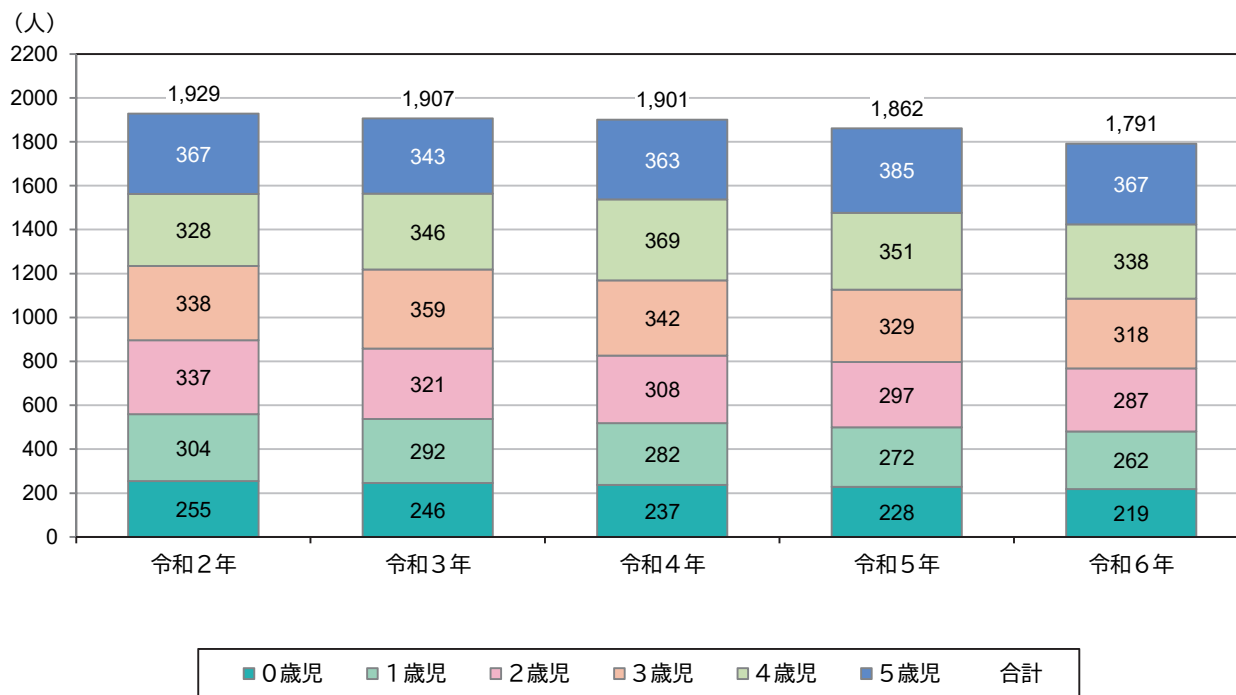


## ②名瀬地区

名瀬地区の児童人口は、計画期間当初が1,929人、計画期間最終年度の令和6年には1,791人になると推計されます。

名瀬地区の年齢別・年度別推計児童数

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	255	246	237	228	219
1歳児	304	292	282	272	262
2歳児	337	321	308	297	287
3歳児	338	359	342	329	318
4歳児	328	346	369	351	338
5歳児	367	343	363	385	367
合計	1,929	1,907	1,901	1,862	1,791

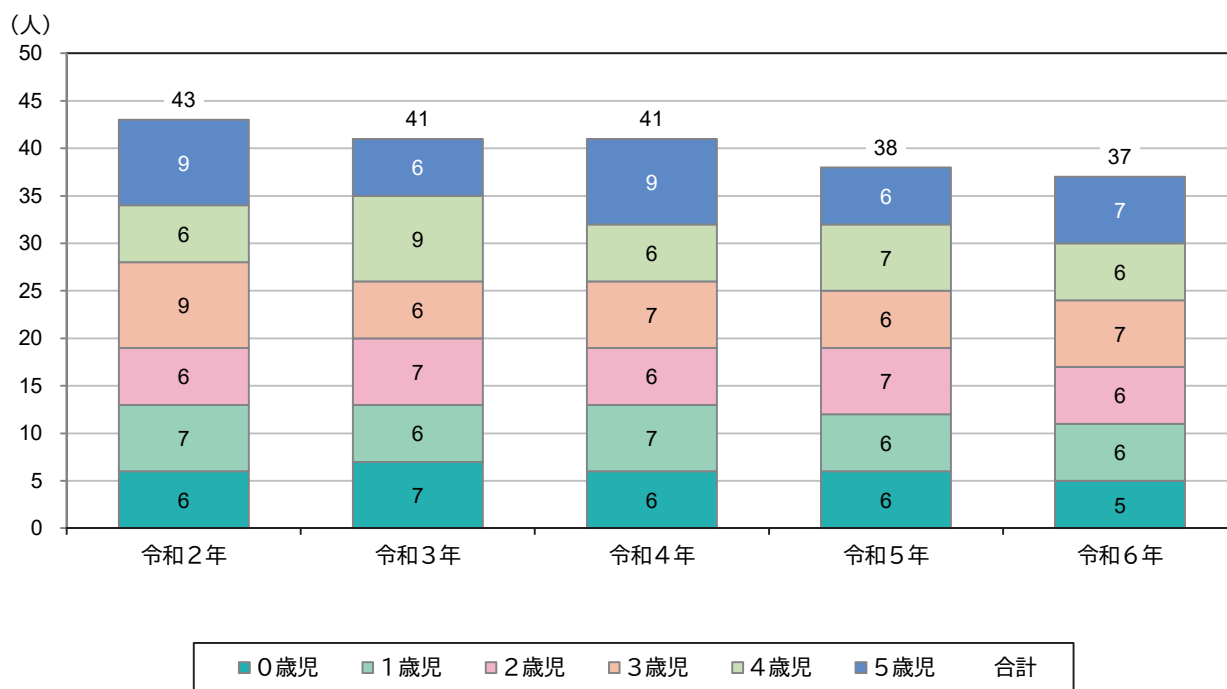


### ③住用地区

住用地区の児童人口は、計画当初が43人、計画期間最終年度の令和6年には37人になると推計されます。

住用地区の年齢別・年度別推計児童数

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	6	7	6	6	5
1歳児	7	6	7	6	6
2歳児	6	7	6	7	6
3歳児	9	6	7	6	7
4歳児	6	9	6	7	6
5歳児	9	6	9	6	7
合計	43	41	41	38	37

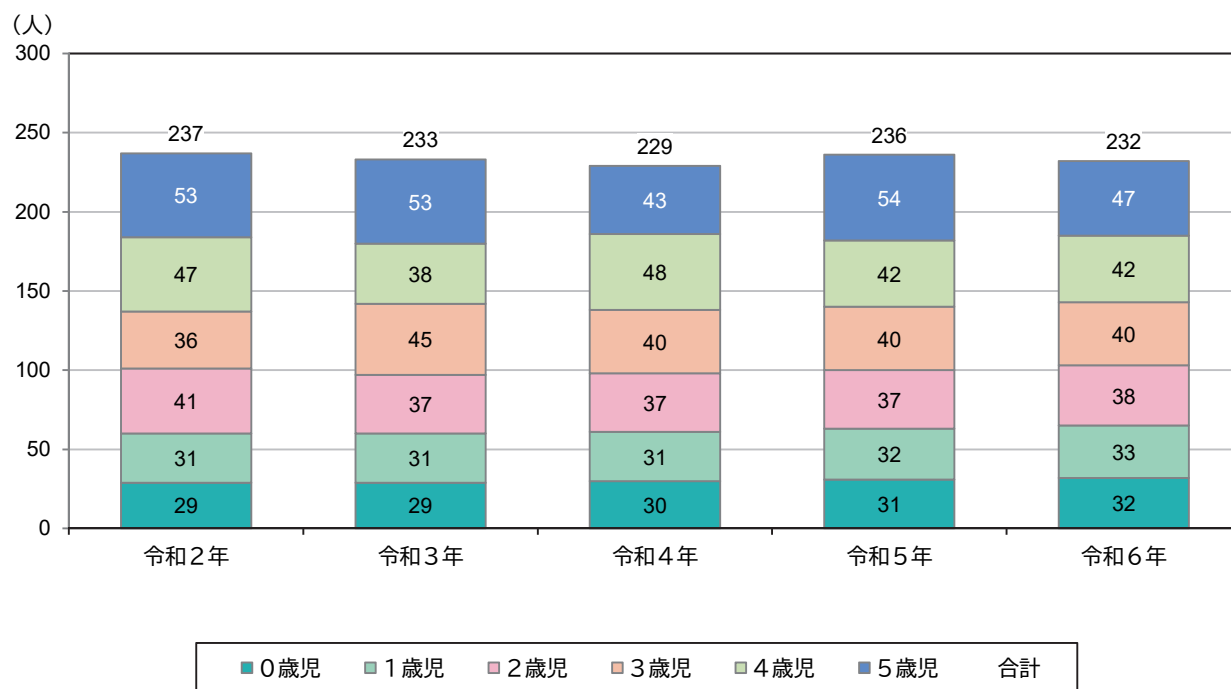


#### ④笠利地区

笠利地区の児童人口は、計画当初が237人、計画期間最終年度の令和6年には232人になると推計されます。

笠利地区の年齢別・年度別推計児童数

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	29	29	30	31	32
1歳児	31	31	31	32	33
2歳児	41	37	37	37	38
3歳児	36	45	40	40	40
4歳児	47	38	48	42	42
5歳児	53	53	43	54	47
合計	237	233	229	236	232



(3) 地区別の教育・保育利用状況と今後の量の見込み

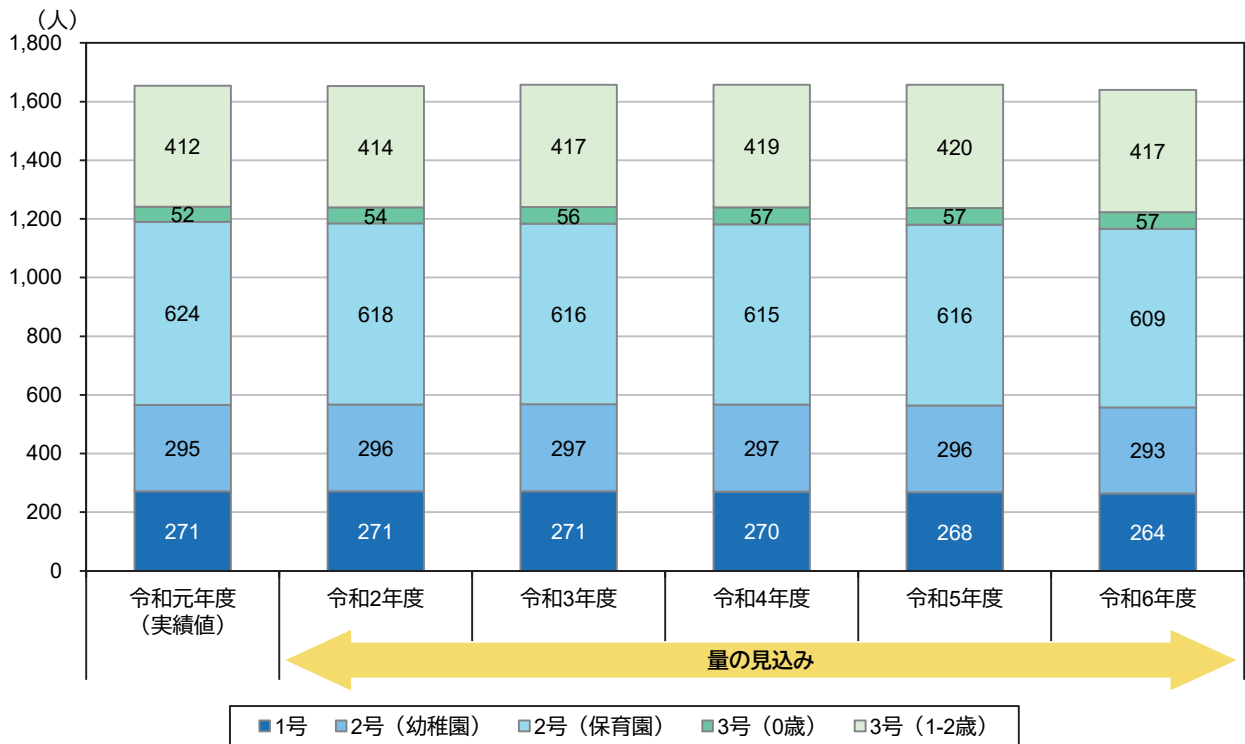
①奄美市全体

現在の教育・保育利用状況（令和元年4月現在）

- 幼稚園（1号認定）の利用状況は、566人となっています。
- 保育所（2号認定）の利用状況は、624人となっています。
- 保育所（3号認定、0歳児）の利用状況は、52人となっています。
- 保育所（3号認定、1～2歳児）の利用状況は、412人となっています。

今後の教育・保育利用希望（令和2年度～6年度）

- 幼稚園（1号認定）の利用希望状況は、264～271人となっています。
- 教育の利用希望が強い保育所利用希望（2号認定）の状況は、293～297人となっています。
- 保育所（2号認定）の利用希望状況は、609～618人となっています。
- 保育所（3号認定、0歳児）の利用希望状況は、54～57人となっています。
- 保育所（3号認定、1～2歳児）の利用希望状況は、414～420人となっています。



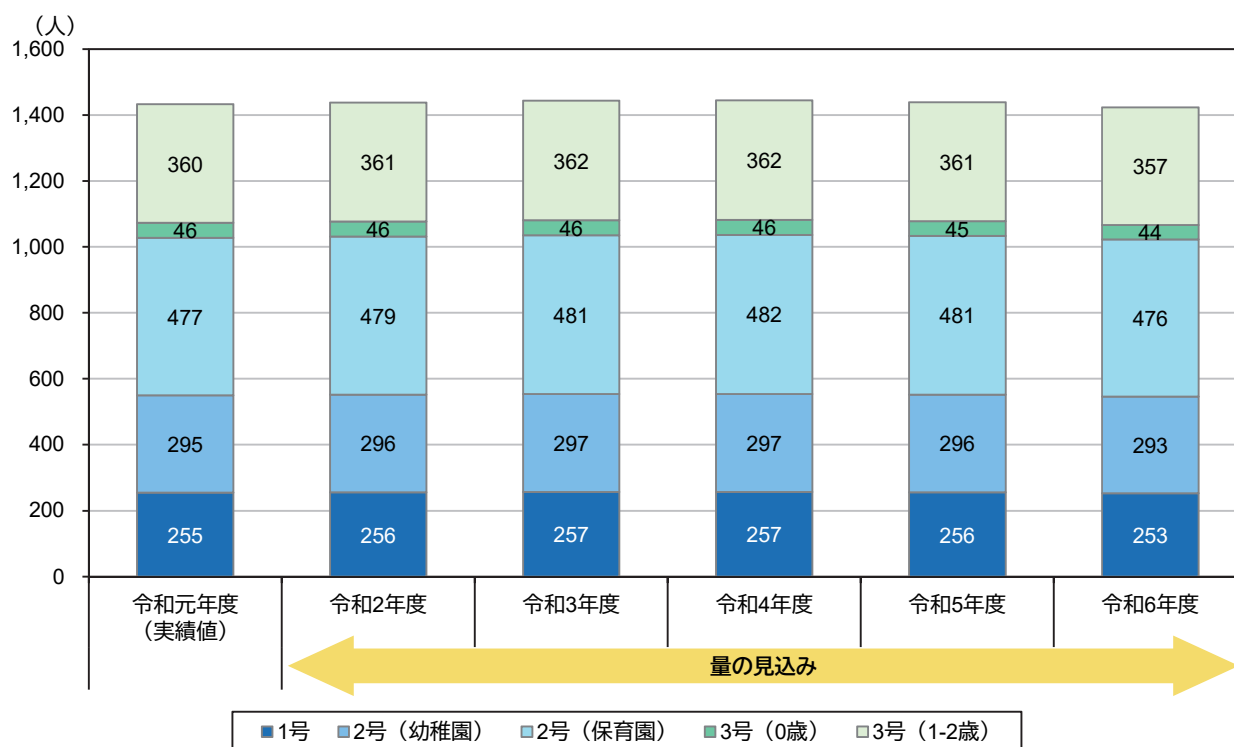
## ②名瀬地区

### 現在の教育・保育利用状況（令和元年4月現在）

- 幼稚園（1号認定）の利用状況は、550人となっています。
- 保育所（2号認定）の利用状況は、477人となっています。
- 保育所（3号認定、0歳児）の利用状況は、46人となっています。
- 保育所（3号認定、1～2歳児）の利用状況は、360人となっています。

### 今後の教育・保育利用希望（令和2年度～6年度）

- 幼稚園（1号認定）の利用希望状況は、253～257人となっています。
- 教育の利用希望が強い保育所利用希望（2号認定）の状況は、293～297人となっています。
- 保育所（2号認定）の利用希望状況は、476～482人となっています。
- 保育所（3号認定、0歳児）の利用希望状況は、44～46人となっています。
- 保育所（3号認定、1～2歳児）の利用希望状況は、357～362人となっています。



※幼稚園（1号認定）には、新制度に移行していない幼稚園及び認定こども園の1号認定の子どもを含む

※保育園（2号認定）には、へき地保育所の児童を含む

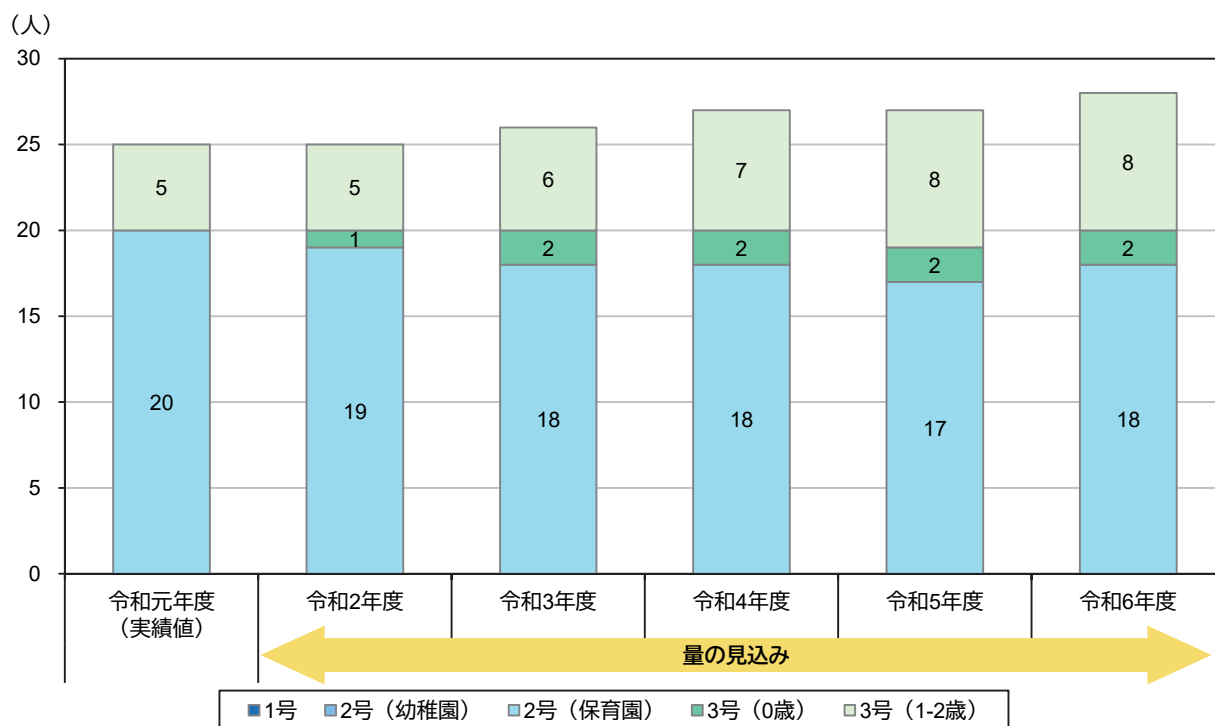
### ③住用地区

#### 現在の教育・保育利用状況（令和元年4月現在）

- 幼稚園（1号認定）の利用状況は、0人となっています。
- 保育所（2号認定）の利用状況、20人となっています。
- 保育所（3号認定、0歳児）の利用状況は、0人となっています。
- 保育所（3号認定、1～2歳児）の利用状況は、5人となっています。

#### 今後の教育・保育利用希望（令和2年度～6年度）

- 幼稚園（1号認定）の利用希望状況は、0人となっています。
- 教育の利用希望が強い保育所利用希望（2号認定）の状況は、0人となっています。
- 保育所（2号認定）の利用希望状況は、17～19人となっています。
- 保育所（3号認定、0歳児）の利用希望状況は、1～2人となっています。
- 保育所（3号認定、1～2歳児）の利用希望状況は、5～8人となっています。



※保育園（2号認定）には、へき地保育所の児童を含む

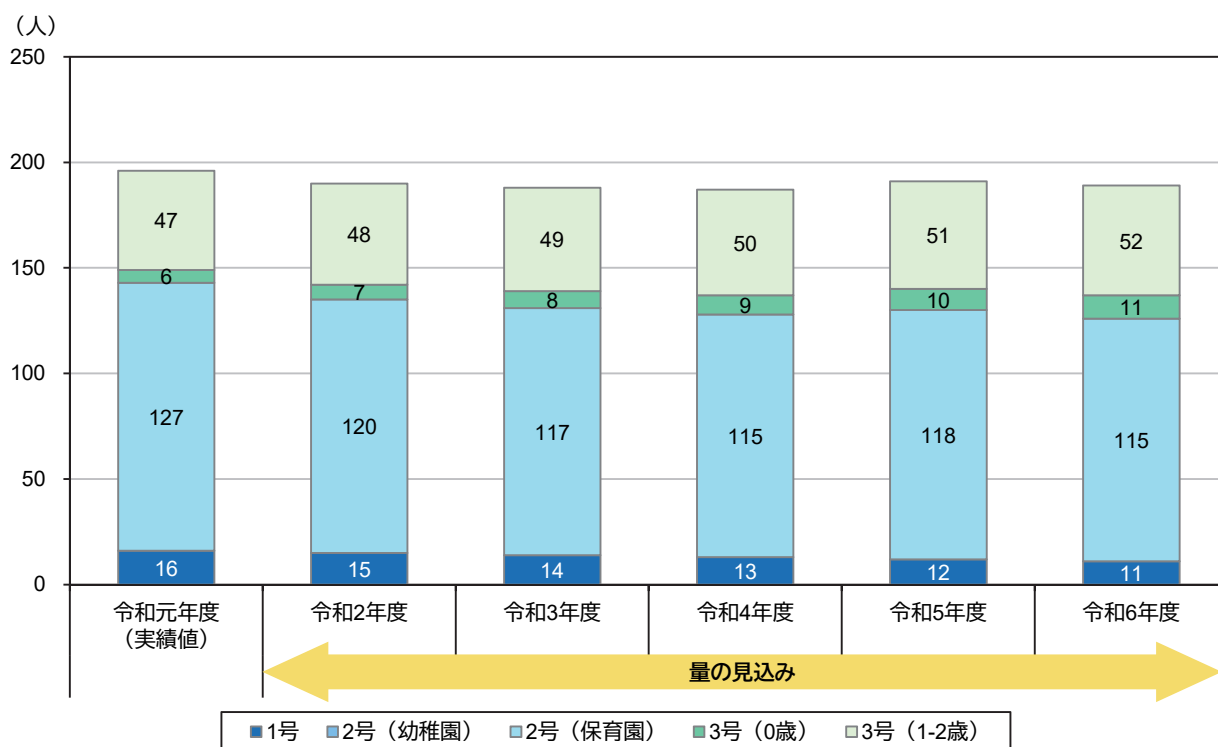
#### ④笠利地区

##### 現在の教育・保育利用状況（令和元年4月現在）

- 幼稚園（1号認定）の利用状況は、16人となっています。
- 保育所（2号認定）の利用状況は、127人となっています。
- 保育所（3号認定、0歳児）の利用状況は、6人となっています。
- 保育所（3号認定、1～2歳児）の利用状況は、47人となっています。

##### 今後の教育・保育利用希望（令和2年度～6年度）

- 幼稚園（1号認定）の利用希望状況は、11～15人となっています。
- 教育の利用希望が強い保育所利用希望（2号認定）の状況は、10人となっています。
- 保育所（2号認定）の利用希望状況は、115～120人となっています。
- 保育所（3号認定、0歳児）の利用希望状況は、7～11人となっています。
- 保育所（3号認定、1～2歳児）の利用希望状況は、48～52人となっています。



※保育園（2号認定）には、へき地保育所の児童を含む

#### (4) 教育・保育の量の見込み

教育・保育の利用状況等により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域において均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定+2号認定	567	568	567	564	557
1号認定	271	271	270	268	264
2号認定（教育）	296	297	297	296	293
2号認定（保育）	618	616	615	616	609
3号認定	468	473	476	477	474
0歳児	54	56	57	57	57
1-2歳児	414	417	419	420	417
合計	1,653	1,657	1,658	1,657	1,640

#### (5) 1号認定の確保方策

- 1号認定は、幼稚園及び認定こども園で対応します。
- 奄美市内の幼稚園、認定こども園の利用定員数は、675人を予定しています。
- 利用定員数が量の見込みを上回ることから、確保方策は足りることが予想されますが、2号認定（教育ニーズ）を確保は、一時預かり（一般型・幼稚園型）の受け入れ体制の充実により対応します。

#### 1号認定+2号認定（教育ニーズ）の量の見込み・確保方策

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	567	568	567	564	557
1号認定	271	271	270	268	264
2号認定（教育）	296	297	297	296	293
②確保方策（利用定員数）	675	675	675	675	675
特定教育・保育施設	675	675	675	675	675
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
②-①過不足	108	107	108	111	118



(6) 2号認定（保育ニーズ）の確保方策

- 奄美市内の保育所、認定こども園、及びへき地保育所の2号認定の利用定員681人を予定しています。
- 利用定員数が、量の見込みを上回ることが予想されますが、量の見込みの推移を見極め必要に応じて利用定員の増などの対応を検討します。

2号認定（保育ニーズ）の量の見込み・確保方策

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	618	616	615	616	609
②確保方策（利用定員数）	681	681	681	681	681
②-①過不足	63	65	66	65	72

(7) 3号認定（0歳児、1-2歳児）の確保方策

- 奄美市内の3号認定（0歳児）の利用定員は123人を予定しており、利用定員数が量の見込みを上回ることが予想されます。
- また、3号認定（1-2歳児）の利用定員は428人を予定しており、利用定員数が量の見込みを上回ることが予想されます。
- 利用定員数が、量の見込みを上回ることが予想されますが、量の見込みの推移を見極め必要に応じて定員弾力化や地域型保育事業の拡充などの対応を検討します。

3号認定（0歳児、1-2歳児）の量の見込み・確保方策

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	54	414	56	417	57	419	57	420	57	417
②確保方策（利用定員数）	123	428	123	428	123	428	123	428	123	428
特定教育・保育施設	103	379	103	379	103	379	103	379	103	379
地域型保育事業	20	49	20	49	20	49	20	49	20	49
②-①過不足	69	14	67	11	66	9	66	8	66	11

(8) 3号認定（0～2歳児）の保育利用率

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。

この保育利用率の目標値については、満3歳未満の推計児童数に占める3号認定の確保方策を、各年度の保育利用率の目標に設定します。

【保育利用率】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率	54.2%	56.5%	58.4%	60.2%	62.0%
確保方策（利用定員数）	551	551	551	551	551
0-2歳児童数	1,016	976	944	916	888

### 3 地域子ども・子育て支援事業の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

#### (1) 利用者支援事業

##### 【事業概要】

基本型・特定型：子ども・保護者の置かれている環境に応じ、保護者の選択に基づき、多様な施設・事業者から、良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供します。

母子保健型：妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のために、母子保健サービスと子育てサービスを一体的に提供できるよう「子育て世代包括支援センター」を設置しました。

保健師や助産師が、妊娠・出産・子育てに関する様々な悩みに円滑に対応し、きめ細やかな相談支援を行っています。これにより育児不安が軽減され、子どもが健やかに成長できるとともに、児童虐待の発生予防としても位置づけています。

##### 【現状】

奄美市では、子育て世代包括支援センターを平成 28 年度に設置しました。事業実績は年々増加傾向にあり、延人数で 650 件を超えています。

##### 【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、平成 30 年度の実績から相談件数が増加する見込で計上しています。
- 妊娠期からの関係構築を図り、何でも相談できる場として関係機関との連携を図りながら、継続的・包括的に子育てを支援していきます。

##### 【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
実績値（延人数）	—	487	428	651	660
対応窓口（箇所）	—	2	2	1	1

##### 【量の見込みと確保方策】（母子保健型）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1
確保方策（箇所）	1	1	1	1	1

## (2) 延長保育事業

### 【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業です。

### 【現状】

奄美市では現在、7か所にて延長保育を実施しています。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

- 計画期間中の量の見込みは、過去の実績により推計しています。
- 仕事と生活の調和の実現のため、保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が求められており、延長保育事業の確保に努めます。

### 【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
実績値(人)	556	503	499	482	482
施設数(箇所)	7	7	7	7	7

### 【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	462	443	425	408	391
②確保方策(人)	528	528	528	528	528
施設数(箇所)	7	7	7	7	7
②-①過不足	66	85	103	120	137

### (3) 放課後児童健全育成事業及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組

#### ①放課後児童クラブ

##### 【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

##### 【現状】

奄美市では、現在、放課後児童健全育成事業を市内11か所にて実施しています。

##### 【提供体制、確保方策の考え方】

- 計画期間中の量の見込みは、利用実績などを踏まえ増加していくものと推計しています。
- 量の見込みが増加傾向にあるため、量の見込みを見極め必要に応じて放課後児童クラブの定員の拡充などを検討します。

##### 【事業実績】

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
低学年	年間利用実績(人)	281	307	317	339	391
	実施箇所数(箇所)	8	9	9	10	11
高学年	年間利用実績(人)	14	18	30	44	53
	実施箇所数(箇所)	8	9	9	10	11
合計(人)		295	325	347	383	444

##### 【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	470	497	526	552	579
低学年	414	438	464	487	511
高学年	56	59	62	65	68
②確保方策(人)	536	536	536	584	584
施設数(箇所)	11	11	11	11	11
②-①過不足	66	39	10	32	5

#### ②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量及び実施計画

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、今後、保護者のニーズ、地域の動向を踏まえ事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて放課後児童クラブと放課後児童教室の連携が図られる体制の整備に努めます。

### ③放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量

令和5年度までに保護者のニーズ、地域の動向を踏まえ実施を検討します。

### ④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

現在、本市では、一体型及び連携型で実施できる環境は整っていないことから、今後、実施に向けて検討を進めます。

検討に当たっては、実施場所の確保、両事業のスタッフ間の協力体制、児童の安全管理など解決すべき課題等について、関係各課や放課後子ども総合プラン運営委員会等で十分検討し、当面、1か所のモデル事業実施を目指します。

### ⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

放課後子ども教室を含めた今後の新たな学校の余裕教室の活用については、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の担当部局が学校関係者と話し合う機会を持ち、新放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を求めるとともに協議を行います。

### ⑥放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブの実施主体である福祉部と、放課後子ども教室の実施主体である教育委員会との間で、定期的な打合せの機会を設定し、両事業の実施状況・課題などについて情報共有を図っていきます。

### ⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブと、放課後等デイサービス事業所の利用を希望する特別な配慮を必要とする児童のニーズに応えるため、両事業の連携を図り切れ目のない支援に努めます。

### ⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間延長に係る取組

開設事業者と協議し、利用者のニーズにあった開所時間の把握と設定に努めます。

### ⑨各放課後児童クラブが、その役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、開設事業者と連携し、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりに努めます。

### ⑩放課後児童クラブの役割を果たす観点から、放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブによる広報活動等により周知を図るとともに、関係機関と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

#### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

##### 【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））です。

##### 【現状】

奄美市では、子育て短期支援事業を平成29年度より実施しており、平成31年度の実績見込みは10人を予定しております。

##### 【提供体制、確保方策の考え方】

- 児童養護施設（白百合の寮）と委託契約して実施しており、市内3か所（本庁及び支所）を窓口として対応しております。

##### 【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
実績値（年延べ人数）	—	—	27	26	40
対応窓口（箇所）	—	—	3	3	3

##### 【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）	45	50	55	60	65
②確保方策（年延べ人数）	45	50	55	60	65
対応窓口（箇所）	3	3	3	3	3
②-①過不足	0	0	0	0	0

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てサービスや予防接種の案内、育児相談等により子育て支援を行う事業です。

### 【現状】

奄美市では乳幼児家庭全戸訪問事業を平成26年度から実施しており、平成31年度の事業実績見込みは214人を予定しています。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

- 計画中の量の見込みは、0歳児の推計乳児数とし、233人から251人で推計しています。

### 【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
実績値(人)	370	231	193	280	214
対応箇所(箇所)	3	3	3	3	3

### 【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	251	246	242	237	233
②確保方策(人)	251	246	242	237	233
対応箇所(箇所)	3	3	3	3	3
②-①過不足	0	0	0	0	0



## (6) 養育支援訪問事業

### 【事業概要】

奄美市要保護児童対策地域協議会において、協議した家庭に、養育者が自立して適切な養育を行うことができるようになることを目指して、目標を設定し、養育に関する指導助言を行う、または支援計画に基づく家事育児支援を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 【現状】

奄美市では養育支援訪問事業を平成27年度から実施しており、平成31年度の事業実績見込みは9人を予定しております。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

- 家事育児支援については、研修を受けた家庭訪問型支援員または訪問介護事業所に委託して実施しており、市内3か所（本庁及び支所）を窓口として対応しております。

### 【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
実績値（世帯）	3	10	13	10	9
対応窓口（箇所）	3	3	3	3	3

### 【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（世帯）	11	11	12	12	13
②確保方策（世帯）	11	11	12	12	13
対応窓口（箇所）	3	3	3	3	3
②-①過不足	0	0	0	0	0

(7) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

奄美市では、地域子育て支援拠点事業を市内1か所（港町子育て支援センター）で実施しており、過去の事業実績は、7,796人から8,721人で推移しています。

【提供体制、確保方策の考え方】

- 計画期間中の量の見込みは7,696人から8,697人で推移しています。
- 地域子育て支援拠点事業については、過去の実績から量の見込みに対しての確保は可能です。詳細な住民ニーズを把握し、計画中の子育て・保健・複合施設への機能移管、開所日数、開所時間等を検討します。

【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
実績値(人)	8,721	7,892	7,796	8,412	8,206
施設数(箇所)	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	8,206	7,696	8,081	8,485	8,697
②確保方策(人)	8,206	7,696	8,081	8,485	8,697
施設数(箇所)	1	1	1	1	1
②-①過不足	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【現状】

奄美市では、2つの私立幼稚園及び3つの公立幼稚園において在園児を対象とした「預かり保育」を実施しています。

保育所等における一時預かり事業は、5箇所で開催しています。

【提供体制、確保方策の考え方】

- 計画期間中の量の見込みは、ニーズ調査と実績により推計しています。
- 幼稚園型は確保方策が量の見込みを上回ることが予想されますが、利用者のニーズに応じて受け入れ体制の充実に努めます。
- 幼稚園型を除く一時預かり事業は、確保方策が量の見込みを上回ることが予想されますが、利用者のニーズに応じて受け入れ体制の充実に努めます。

【事業実績（幼稚園型）】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
実績値（年延べ人数）	—	—	—	—	81,680
施設数（箇所）	—	—	—	—	5

【量の見込みと確保方策（幼稚園型）】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（年延べ人数）	67,683	64,831	62,347	59,685	57,233
1号認定による利用	3,446	3,296	3,196	3,035	2,910
2号認定による利用	64,237	61,535	59,151	56,650	54,323
②確保方策（年延べ人数）	66,180	66,180	66,180	66,180	66,180
幼稚園型	66,180	66,180	66,180	66,180	66,180
上記以外	0	0	0	0	0
施設数（幼稚園型）（箇所）	4	4	4	4	4
施設数（上記以外）（箇所）	0	0	0	0	0
②-①（過不足）	-1,503	1,349	3,833	6,495	8,947

**【事業実績（幼稚園型を除く）】**

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
利用人数（年延べ人数）	2,319	2,121	2,409	2,600	10,386
施設数（箇所）	1	2	2	2	5

**【量の見込みと確保方策（幼稚園型を除く）】**

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（年延べ人数）	10,386	10,386	10,386	10,386	10,386
②確保方策（年延べ人数）	10,577	10,577	10,577	10,577	10,577
施設数（箇所）	5	5	5	5	5
②-①（過不足）	191	191	191	191	191

**（9）病児保育事業**

**【事業概要】**

病気や病気の回復期にある子どもを対象に、保育園等での集団生活が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない場合、一時的にお預かりする事業です。

**【現状】**

奄美市では市内1か所の医療機関（奄美中央病院）と病児・病後児保育事業を契約（3人/日）して実施しています。

**【提供体制、確保方策の考え方】**

- 計画期間中の量の見込みは、実績値を勘案して平均250人の利用希望があると推計しています。
- 仕事と生活の調和の実現を支援する点から、病児保育のニーズが多く、今後も市内医療機関と連携し、安心な子育て環境の確保に努めます。

**【事業実績】**

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
実績値（年延べ人数）	181	373	298	136	270
施設数（箇所）	1	1	1	1	1

**【量の見込みと確保方策】**

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（年延べ人数）	250	250	250	250	250
②確保方策（年延べ人数）	870	870	870	870	870
施設数（箇所）	1	1	1	1	1
②-①過不足	0	0	0	0	0

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業概要】

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状】

現在、奄美市では、市内1箇所の子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施しています。

【提供体制、確保方策の考え方】

- 計画期間中の量の見込みは、過去の事業実績（H28～R1）の平均値 397 人/年とします。
- 保護者の様々な保育ニーズに対応するため、事業の充実に努めます。

【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
実績値（年延べ人数）	48	263	475	408	441
施設数（箇所）	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（年延べ人数）	397	397	397	397	397
②確保方策（年延べ人数）	397	397	397	397	397
施設数（箇所）	1	1	1	1	1
②-①過不足	0	0	0	0	0

## (11) 妊婦健診事業

### 【事業概要】

妊婦健康診査に係る費用を助成することで、妊娠期に必要な健康診査の受診を促し、疾病の早期発見、予防に努め、健やかな妊娠、出産を支援する事業です。

### 【現状】

奄美市の妊婦健康診査の平成27年度から平成30年度の事業実績は3,372人回/年から4,425人回/年で推移しています。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

- 計画中の量の見込みは、過去の事業実績平均値3,944人回/年とします。

### 【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
実績(人回/年)	4,425	4,122	3,858	3,372	3,944
対応窓口(箇所)	3	3	3	3	3

### 【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人回/年)	3,944	3,944	3,944	3,944	3,944
②確保方策(人回/年)	3,944	3,944	3,944	3,944	3,944
受診券配布窓口(箇所)	3	3	3	3	3
②-①過不足	0	0	0	0	0

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【事業概要】

子どもが幼児教育・保育を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や給食費(副食材料費)等について、世帯所得の状況を勘案して、その一部を助成する事業です。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

今後、事業の必要性について検討し、必要に応じ助成を実施します。

### (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

#### 【事業概要】

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

#### 【提供体制、確保方策の考え方】

##### ●巡回支援

#### 【目的】

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図ることを目的としています。

#### 【事業内容】

新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市町村の支援チームにより、次の①～⑤のいずれか1つ又は複数の事業を実施するものとする。

- ①事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業
- ②事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの当面の間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業
- ③小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業
- ④小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業
- ⑤その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市町村が適当と認めた事業

#### 【支援対象】

保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者を対象とします。

#### 【本市の確保方策】

新規参入施設等の事業者への支援について、本市の教育・保育の量の見込みに対する確保方策は、市内既存施設による対応で充分であり、現時点において新規参入事業者に対する巡回支援の検討・実施は予定していません。

## ●特別支援

### 【目的】

子ども・子育て支援新制度において住民ニーズに沿った多様な教育・保育の提供を進める上で、多様な主体による事業実施を促進することが必要であるため、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子ども（以下「対象障がい児」という。）を認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図ることを目的としています。

### 【実施場所】

認定こども園

### 【対象となる子ども】

- ・ 認定こども園に在籍している対象障がい児
- ・ 対象障がい児の障がいの範囲や認定方法等は私学助成や障害児保育事業における自治体の実施状況を踏まえて検討します。

### 【補助対象及び補助要件】

- ・ 当該認定こども園において、2人以上の障がい児（対象障がい児以外も含む）を受け入れていること。

### 【本市の確保方策】

特別支援が特に必要な子どもに対する支援として、今後の国の方針を踏まえ検討します。



## 4 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保

### (1) 認定こども園の普及にかかる基本的な考え方

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向に即し、認定こども園の移行に必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の普及を図ります。

### (2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項

教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上を図るためには、幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要になります。

教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士等の合同研修の開催等の支援を推進していきます。

そのため、公立、私立や施設の種別にかかわらず共通した課題である保育者の専門性の向上を図るため、教育・保育に関する専門性を有する指導主事、幼児教育アドバイザーの配置・確保等に向けた検討を行い、本市における就学前の子どものための施設全体の幼児教育・保育の質の向上を目指します。

### (3) 教育・保育施設と地域型保育事業者の相互連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、本市におけるこれらの連携を推進します。

## 5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

新制度未移行幼稚園の保育料及び幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料については、各施設の協力のもと、無償化のメリットが実感できるよう法定代理受領による給付を基本とし、認可外保育施設（ファミリー・サポート・センター、病児保育を含む）の利用料については償還払いを基本とします。

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、県と連携して行い、当該施設の情報提供や保育の質の向上に努めます。

## 6. その他の事項

### 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

小学校就学前子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定子ども園、幼稚園、保育所または地域型保育事業等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供等を行います。

また、利用状況等を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みに応じて、柔軟に特定教育・保育の提供に努めます。

## 第6章 計画の推進

## 1 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの市民と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、ホームページなど様々な媒体を活用して、広く住民に周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

## 2 関係機関等との連携・協働

子ども・子育てに関わる施策は、教育・福祉分野だけでなく、保健・医療・商工業など、多岐にわたります。

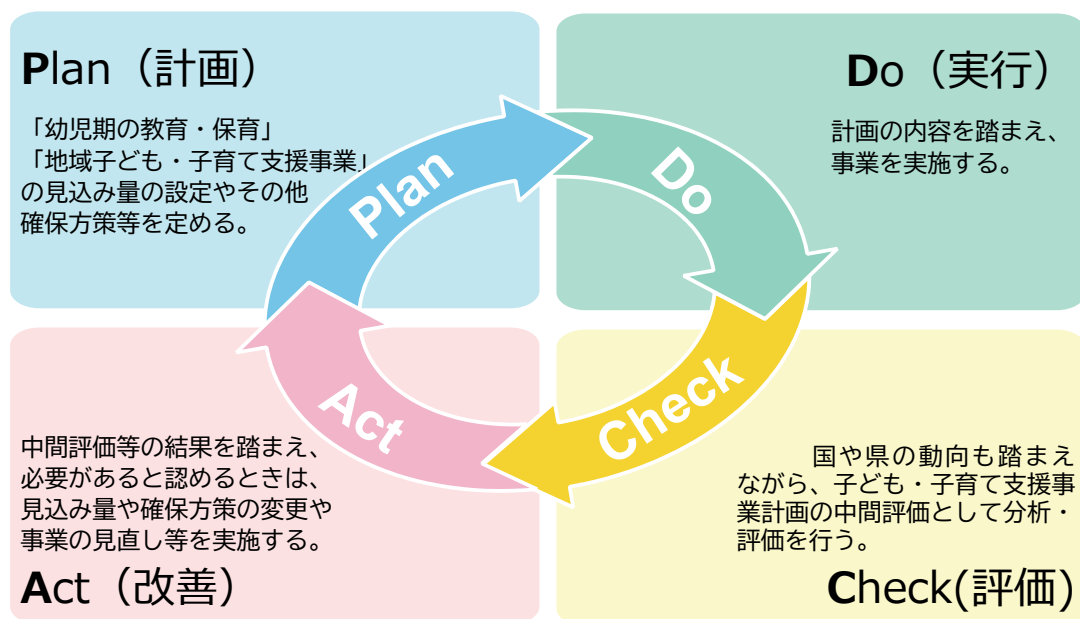
このため、施設関係者・民生委員・児童委員・関係機関などと連携を図りながら、協働による子育て支援に努めます。

また、国や県とも連携して、施策の推進にあたります。

## 3 計画の進行管理

この計画(Plan)の達成状況(利用定員数や施策取組)を得るためには、計画に基づく取組(Do)の達成状況を継続的に把握・評価(Check)し、その結果を踏まえた計画の改善(Act)を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「奄美市子ども・子育て会議」が、今後、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関や団体などから得ながら、適時、取組の見直しを行っていきます。



■計画の進捗管理におけるPDCAサイクルのイメージ■

## 4 成果指標

### (1) 計画レベルの評価

指標	平成 29 年	目標 (令和 5 年度)
合計特殊出生率	1.91	1.93

### (2) 施策レベルの評価指標

#### 認定区分別確保方策

区分	確保方策 (利用定員)	
	令和元年度	令和 6 年度
1号認定+2号認定(教育ニーズ)	810	755
2号認定(保育ニーズ)	601	686
3号認定(0歳児)	123	123
3号認定(1-2歳児)	428	428

#### 仕事と家庭生活の両立

指標	就学前児童 (平成 30 年度)	目標 (令和 4 年度)
育児休業の取得状況(取得した方)	父親： 3.0% 母親： 37.5%	父親： 3.5%以上 母親： 38.0%以上
育児休業を取らなかった理由		
職場に育児休業を取りにくい 雰囲気があった	父親： 20.8% 母親： 13.9%	父親： 20.3%以下 母親： 13.4%以下
育児休業の制度がなかった	父親： 13.2% 母親： 34.4%	父親： 12.7%以下 母親： 29.9%以下

## 参 考 資 料

### 奄美市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 25 日条例第 30 号

#### 奄美市子ども・子育て会議条例

##### (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理するため、奄美市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

##### (組織)

第 2 条 会議は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事している者
- (3) 子どもの保護者の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

##### (委員の任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (委員長及び副委員長)

第 4 条 会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第 5 条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

##### (部会)

第 6 条 会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 18 年奄美市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

奄美市子ども・子育て会議委員名簿

No	委員区分	職名	氏名	備考
1	子ども・子育て 支援に関し学識 経験のある者	保健福祉部長	奥田 敏文	委員長
2		奄美市教育委員会教育部長	福長 敏文	
3		笠利町地域事務所長	高 一也	
4		住用町地域事務所長	手藁 利文	
5	子ども・子育て 支援に関する 事業に従事して いる者	チャレンジドサポート奄美理事長 (障がい児関係者)	向井 扶美	
6		名瀬地区保育連合会会長 (保育所関係者)	加世田 勇	副委員長
7		地域型保育施設代表 (小規模保育関係者)	福田 珠希	
8		奄美地区児童クラブ連絡会 会長	川内 美和子	
9		私立幼稚園代表 名瀬信愛幼稚園 副園長	谷村 広美	
10		公立幼稚園代表 名瀬幼稚園 園長	溝田 美鶴枝	
11	子どもの保護者 の代表	名瀬地区保護者代表	井田 澄世	
12		笠利地区保護者代表	白畑 将輝	
13		住用地区保護者代表	西 明日香	
14	公募委員	子育て支援サロン代表者 だっこちゃん運営者	我那覇 ルミ子	





---

第2期奄美市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：保健福祉部 福祉政策課

〒894-8555

鹿児島県奄美市名瀬幸町 25-8

電話番号：0997-52-1111 FAX 番号：0997-52-1001

---